

改 正 案

第十一条 商法第二編第五章乃至第七章、第六百十六條乃至第六百十九條及第六百二十四條乃至第六百二十六條ノ規定ハ本法二別段ノ定アル場合ヲ除クノ外農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス

現 行

第十一条 商法第三編第五章乃至第七章、第六百十六條乃至第六百十九條及第六百二十四條乃至第六百二十六條ノ規定ハ本法二別段ノ定アル場合ヲ除クノ外農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス

改正案

第二十四条 産業組合法第三条、第四条、第七条、第二十三条、第二十五条乃至第三十一条ノ二、第三十二条乃至第三十八条、第三十九条、第四十九条、第六十条第一項（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十条ノ二、第六十一条（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十二条、第六十五条、第六十八条、第六十九条、第七十四条ノ二第一項及第九十三条ノ二、民法第四十七条、第四十八条、第六十条、第七十三条乃至第八十二条及第八十四条の三第一項第一号、非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条乃至第四十条、第一百七十七条第一項及第一百九条乃至第二百一十二条並ニ商業登記法第二条乃至第五条、第七条乃至第十五条、第十七条乃至第二十三条の二、第二十四条（第十五号及第十六号ヲ除ク）、第二十六条、第二十七条、第四十七条第一項、第四十八条乃至第五十三条及第三百三十二条乃至第四百八条ノ規定ハ負債整理組合ニ之ヲ準用ス但シ産業組合法第九十三条ノ二中三百円トアルハ二百円トシ商業登記法第四十八条第二項中会社法第九百三十条第二項各号トアルハ農村負債整理組合法第十七条第二項各号トシ同法第五十三条中新所在地における登記トアルハ新所在地において農村負債整理組合法第十七条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合トス

（略）

負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ハ負債整理組合ノ業務ヲ監督スル官庁ニ対シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

前項ニ規定スル官庁ハ負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ニ対シ意見ヲ述ブルコトヲ得

現行

第二十四条 産業組合法第三条、第四条、第七条、第二十三条、第二十五条乃至第三十一条ノ二、第三十二条乃至第三十八条、第三十九条、第四十九条、第六十条第一項（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十条ノ二、第六十一条（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十二条、第六十五条、第六十八条、第六十九条、第七十四条ノ二第一項及第九十三条ノ二、民法第四十七条、第四十八条、第六十条、第七十三条乃至第八十二条及第八十四条の三第一項第一号、非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第一百七十七条第一項、第一百九条乃至第二百一十二条及第三百三十二条乃至第四百八条並ニ商業登記法第二条乃至第五条、第七条乃至第十五条、第十七条乃至第二十三条の二、第二十四条第一号乃至第十二号及第十四号、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条並ニ第一百七条乃至第二百一十条ノ規定ハ負債整理組合ニ之ヲ準用ス但シ産業組合法第九十三条ノ二中三百円トアルハ二百円トス

（略）

（新設）

（新設）

改正案

現行

目次

目次

第一章（略）

第一章（略）

第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会

第二章（同上）

第一節 第二節の三（略）

第一節 第二節の三（略）

第三節 組合員及び会員（第十二条 第二十七條の二）

第三節 組合員及び会員（第十二条 第二十七條）

第四節 第六節（略）

第四節 第六節（略）

第二章の二・第三章（略）

第二章の二・第三章（略）

第四章 登記等（第七十四條 第九十二條）

第四章 登記（第七十四條 第九十二條）

第五章・第六章（略）

第五章・第六章（略）

附則

附則

第三条 この法律において「農業者」とは、農民又は農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が三百人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人を除く。）をいう。

第三条 この法律において「農業者」とは、農民又は農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が三百人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人を除く。）をいう。

第六条 組合が、その事業の利用分量の割合に応じてなした剰余金の配当に相当する金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六条 組合が、その事業の利用分量の割合に応じてなした剰余金の配当に相当する金額は、法人税法の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第十条（略）

第十条（略）

（略）

（略）

第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。

第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。

一（略）

一（略）

二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

（略）

（略）

第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一（略）

一（略）

二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

四 保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(削る)
イ・ロ (略)

ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（略）

第六項第六号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

（削る）
（略）

二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

四 保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第六項に規定する特定短期社債（第十五項において、「旧特定短期社債」という。）を含む。）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

七 (同上)

イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ・ハ (略)

ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（略）

第六項第六号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）をいう。

（削る）
（略）

組合は、第六項第九号の事業を行う場合には、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六十八條第一項第八号ただし書、第七十條第二項、第七十五條第二項第十号、同條第四項（同法第二百一十一條第三項及び第二百八十條ノ十四において準用する場合を含む。）、第二百七十八條（同法第二百一十一條第三項、第二百八十條ノ十四第一項、第二百八十條ノ三十七條第四項及び第三百四十一條ノ十三第三項において準用する場合を含む。）、第三百八十九條（同法第二百八十條ノ十四第一項、第二百八十條ノ三十七條第四項及び第三百四十一條ノ十三第三項並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二條第三項（同法第五十七條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百八十條ノ六、第二百八十條ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一條ノ六第二項第三号並びに第三百四十一條ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号ただし書及び第十二條第二項（同法第二

組合は、第九項に規定する事業に関しては、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合において、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第十四条第二項ただし書の規定は、適用しない。

21 (略)

22 組合は、第十九項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一～三 (略)

23 組合は、第十九項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、組合員の生産する物資の販売の促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合員の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第一項第八号の規定による施設を利用させることができる。

24 第一項第二号、第三号、第十号若しくは第十二号、第二項、第三項又は第五項の事業の利用に関する第十九項ただし書及び第二十項の規定の適用については、第一項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第三号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人、同項第十号又は第十二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者、第二項、第三項又は第五項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該委託を受け、当該信託の引受けを行い、又は当該借入れをする際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者（同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るものの所有権を取得した者を含む。）は、これを組合員とみなす。

25・26 (略)

第十一条の二 (略)

前項に規定する「子会社」とは、組合がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権）（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式）についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第九号）（第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）について

十三条ノ二及び第五十七条において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二十五号）第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及び第九十六条第二号（同法第八十二条第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、銀行とみなす。

組合は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合において、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第十四条第二項ただし書の規定は、適用しない。

22 (略)

23 組合は、第二十項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一～三 (略)

24 組合は、第二十項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、組合員の生産する物資の販売の促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合員の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第一項第八号の規定による施設を利用させることができる。

25 第一項第二号、第三号、第十号若しくは第十二号、第二項、第三項又は第五項の事業の利用に関する第二十項ただし書及び第二十一項の規定の適用については、第一項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第三号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人、同項第十号又は第十二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者、第二項、第三項又は第五項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該委託を受け、当該信託の引受けを行い、又は当該借入れをする際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者（同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るものの所有権を取得した者を含む。）は、これを組合員とみなす。

26・27 (略)

第十一条の二 (略)

前項に規定する「子会社」とは、組合がその総株主等の議決権（総株主又は総社員の議決権）（商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第二節の三において同じ。）をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決

の議決権を含む。以下この条及び第二節の三において同じ。)をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

(略)

第十一条の九 (略)

前項第一号の場合において、同項の組合は、同号の規定による書面の交付に代えて、農林水産省令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。第七十四条第二項第七号を除き、以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供した組合は、当該書面を交付したものとみなす。

(略)

第十一条の三十六 (略)

(略)

第二項の議決を行う場合には、同項の組合は、第四十三条の六第一項又は第二項の通知において、会議の目的である事項のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を示さなければならぬ。

(略)

第十一条の三十八 第十条第一項第十号の事業を行う組合の理事は、第十一条の三十六第一項の議決を行うべき日の二週間前から第十一条の四十四第一項の規定による公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項並びに第十一条の三十六第四項の方針がある場合にあつてはその方針を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)を各事務所に備えて置かなければならぬ。

組合員及び会員並びに共済契約者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを

権を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

(略)

第十一条の九 (略)

前項第一号の場合において、同項の組合は、同号の規定による書面の交付に代えて、農林水産省令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供した組合は、当該書面を交付したものとみなす。

(略)

第十一条の三十六 (略)

(略)

第一項の議決を行う場合には、同項の組合は、第四十三条の五第三項の通知において、会議の目的たる事項のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を示さなければならぬ。

(略)

第十一条の三十八 第十条第一項第十号の事業を行う組合の理事は、第十一条の三十六第一項の議決を行うべき日の二週間前から第十一条の四十四第一項の規定による公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更の内容を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の農林水産省令で定める書類並びに第十一条の三十六第四項の方針がある場合にあつてはその方針の内容を示す書類を各事務所に備えて置かなければならぬ。

組合員及び会員並びに共済契約者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならぬ。

拵んではない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組合員及び会員並びに共済契約者は、前項第一号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

第十六条 (略)

(略)

組合員は、定款の定めるところにより、第四十三条の六第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権(以下「議決権等」という。)を行うことができる。この場合には、その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員(准組合員を除く。)(でなければ、代理人となることができない。

(略)

前二項の規定により議決権等を行う者は、これを出席者とみなす。

(略)

代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

代理人による議決権等の行使については会社法第三百十条(第一項及び第五項を除く。)(の規定を、書面による議決権等の行使については同法第三百十一条(第二項を除く。)(の規定を、電磁的方法による議決権の行使については同法第三百十二条(第三項を除く。)(の規定を準用する。この場合において、同法第三百十条第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第十六条第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第十六条第七項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十二条の六第二項」と、同条第七項第二号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十二条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十七条の二 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に

第十六条 (略)

(略)

組合員は、定款の定めるところにより、第四十三条の五第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合には、その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員(准組合員を除く。)(でなければ、代理人となることができない。

(略)

前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

(略)

代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(新設)

(新設)

掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日及び組合員たる資格の別

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済みの出資（回転出資金を除く。以下同じ。）の額及びその払込みの年月日

理事は、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 組合員名簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第二十八条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

一～十一 (略)

十二 公告の方法（組合が公告）（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法に

よりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。

(略)

組合の定款には、第一項の事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資する者を定めたときはその者の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載し、又は記録しなければならない。

第二十九条の二 理事は、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業

実施規程及び農業経営規程（以下「定款等」という。）を各事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第二十八条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、非出資組

合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載しなくてもよい。

一～十一 (略)

十二 公告の方法

(略)

組合の定款には、第一項の事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資する者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならない。

(新設)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
組合員及び組合の債権者は、前項第一号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定め
た費用を支払わなければならない。

定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における第二項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをもつている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第三十条 組合は、役員として理事及び監事を置かなければならない。

（略）

第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合で次の各号に掲げるものにあつては、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

一・二 （略）

（略）

第三十条の三 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従つ。

第三十条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）（第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 第十條第一項第三号又は第十号の事業

第三十条 組合は、役員として理事及び監事を置く。

（略）

第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合で次の各号に掲げるものにあつては、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

一・二 （略）

（略）

（新設）

（新設）

二 証券取引法第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第九十九条、第二百一条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第十條第一項第三号の事業

第三十條の五 第十條第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事、第三十條の二第四項の組合の理事並びに組合の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事は、他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、他の組合の経営管理委員となる場合その他当該組合の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

経営管理委員は、理事、監事又は組合の使用人と兼ねてはならない。
監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

第三十一條 役員任期は、三年以内において定款で定める。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、一年以内の期間で創立総会において定める。ただし、創立総会の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において」とあるのは「設立委員が」と、同項ただし書中「創立総会の議決によつて、その」とあるのは「設立委員が当該役員が」とする。

(削る)

第三十二條 組合は、理事会を置かなければならない。

理事会は、すべての理事で組織する。
理事会は、組合の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

(新設)

第三十一條 役員任期は、三年以内において定款で定める。

設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会（合併による設立の場合は設立委員）において定める。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(新設)

第三十一條の二 第十條第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事、第三十條の二第四項の組合の理事並びに組合の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事は、他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、他の組合の経営管理委員となる場合その他当該組合の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

経営管理委員は、理事、監事又は組合の使用人と兼ねてはならない。
監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

第三十二條 理事会は、（第三十條の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会が決定するところに従い、）組合の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

第三十条の二第四項の組合の理事会が組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督するに当たっては、経営管理委員会が決定するところに従わなければならない。

(削る)

第三十二条の二 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する。

経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。

前項の規定による招集については、商法第二百五十九条ノ二の規定を準用する。

経営管理委員会は、理事が次条第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

第五項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失つ。

第三十二条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもつて行う。

前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

理事会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

理事会の招集については、会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定を準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条 第三十条の二第四項の組合は、経営管理委員会を置かなければならない。

経営管理委員会は、すべての経営管理委員で組織する。

第三十四条 理事は、理事会(第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員会)の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法第百八条の規定

経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する。

経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。

前項の規定による招集については、会社法第三百六十八条第一項の規定を準用する。

経営管理委員会は、理事が第三十五条の二第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

第七項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

経営管理委員会については、前条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条 理事は、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会。以下この項及び次項において同じ。）の日から十年間、理事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

理事は、理事会の日から五年間、前項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第一号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

組合の債権者は、役員を追究するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより組合又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

第四項の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定を準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

を適用しない。

第三十五条 理事は、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

理事は、総会、理事会及び経営管理委員会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号の事項を記載しなくてもよい。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日及び組合員たる資格の別
- 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
- 四 払込済みの出資（回転出資金を除く。以下同じ。）の額及びその払込みの年月日

組合員及び組合の債権者は、いつでも、理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第三十五条の二 理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会（同条第四項の組合にあつては、総会及び経営管理委員会）の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（新設）

理事は、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法第百八条の規定は、適用しない。

第三十五条の三 組合は、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）の決議により、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を定めなければならない。

（新設）

代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

第三十五条の四 理事及び経営管理委員については会社法第百五十七条第一項及び第百六十一条の規定を、理事については同法第百六十条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第百六十一条第二項中「取締役」とあるのは「理事（農業協同組合法第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

代表理事については、民法第百五十五条並びに会社法第百四十九条第五項、第百五十条及び第百五十四条の規定を準用する。この場合において、民法第百五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第三十五条の三第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条の五 監事は、理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、農林水産省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

（新設）

監事は、いつでも、理事及び参事その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）に報告しなければならない。

第三十条の二第四項の組合の監事は、経営管理委員が不正の行為をし、又は当該行為をす

るおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営管理委員会に報告しなければならない。

監事については、第三十五条の二第一項並びに会社法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条第三項及び第四項、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第三百四十三条第一項及び第二項中「取締役」とあるのは、「理事（農業協同組合法第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）」と、同法第三百四十五条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは、「農業協同組合法第四十三條の五第一項第一号」と、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは、「子会社等（農業協同組合法第九十三条第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同法第三百八十三条第一項本文中「取締役会」とあるのは、「理事会（農業協同組合法第二十条の二第四項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）」と、同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事（農業協同組合法第三十条の二第四項の組合にあつては、理事又は経営管理委員）」と、同項及び同条第三項中「取締役会」とあるのは、「理事会（農業協同組合法第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会又は経営管理委員会）」と、同法第三百八十四条中「取締役」とあるのは、「理事又は経営管理委員」と、「法務省令」とあるのは、「農林水産省令」と、同法第三百八十五条中「取締役」とあるのは、「理事」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは、「農業協同組合法第三十五条の三第二項」と、「取締役」とあるのは、「理事若しくは経営管理委員」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「農業協同組合法第三十五条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条の六 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負ふ。

前項の責任の原因となつた行為が理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会又は経営管理委員会）の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事（同条第四項の組合にあつては、理事又は経営管理委員）は、その行為をしたものとみなす。

第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 賠償の責任を負ふ額

二 当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として農林水産省令で定める方法により算定される額に、次のイから八までに掲げる役員の区分に応じ、当該イから八までに定める数を乗じ

（新設）

て得た額

イ 代表理事 六

ロ 代表理事以外の理事又は経営管理委員 四

ハ 監事 二

前項の場合には、理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）は、前項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負つ額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）は、第一項の責任の免除（理事及び経営管理委員の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

第四項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の農林水産省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

役員がその職務を行うつていて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 次条第一項又は第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負つときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第三十六条 理事は、農林水産省令で定めるところにより、組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）を作成しなければならない。

理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資組合にあつては財産目録及び事業報告を、出資組合にあつては貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

第三十六条 理事は、事業年度ごとに、非出資組合にあつては事業報告書及び財産目録を、出資組合にあつては事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならない。

前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。
理事は、通常総会の日から七週間前までに、第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事に提出しなければならない。

第三十七条 組合（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合連合会その他の農林水産省令で定める組合を除く。）の理事は、事業年度ごとに、前条第二項の規定により作成すべきもののほか、農林水産省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

前項の規定により通常総会に提出し、又は提供する書面又は電磁的記録については、あらかじめ、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）の承認を受けなければならない。

第三十七条の二 次に掲げる組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条及び次条において「特定組合」といふ。）は、第三十六条第一項の規定により作成したものであるが、監事の監査のほか、農林水産省令で定めるところにより、全国農業協同組合中央会（以下この条及び次条において「全国中央会」といふ。）の監査を受けなければならない。この場合において、監査を行う全国中央会は、農林水産省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 一 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合
- 二 農業協同組合連合会

特定組合の監事は、全国中央会に対して、その監査報告につき説明を求めることができる。全国中央会は、第一項の監査について任務を怠つたときは、特定組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負ふ。

全国中央会が第一項の監査に関する職務を行うつて悪意又は重大な過失があつたときは、全国中央会は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負ふ。

全国中央会が、監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該全国中央会が当該記載又は記録をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

全国中央会が特定組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、特定組合の役員も当該損害を賠償する責任を負ふときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第一項の監査を行う全国中央会については、第三十五条の五第二項並びに会社法第三百八十一条第三項及び第四項、第三百九十七條第一項及び第二項、第三百九十八條第一項及び第二項並びに第七編第二章第二節（第八百四十七條第一項、第八百四十九條第二項第一号及び第五項、第八百五十條第四項並びに第八百五十一條を除く。）の規定を、特定組合については、同法第四百三十九條の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子会社等」（農業協同組合法第九十三条第二項に規定する子会社等をいふ。）と、同法第三百九十七條第一項中「取締役」とあるのは「理事又は

第三十七条 組合（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合連合会その他の農林水産省令で定める組合を除く。）の理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、農林水産省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。

前項の規定により通常総会に提出する書類については、あらかじめ、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならない。

第三十七条の二 次に掲げる組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条において「特定組合」といふ。）は、第三十六条第一項の書類について、監事の監査のほか、全国農業協同組合中央会（以下この条において「全国中央会」といふ。）の監査を受けなければならない。

- 一 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合
- 二 農業協同組合連合会

特定組合の理事は、通常総会の日の八週間前までに、第三十六条第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事及び全国中央会に提出しなければならない。

特定組合の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第三十六条第一項の附属明細書を監事及び全国中央会に提出しなければならない。

全国中央会は、第二項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を特定組合の監事及び理事に提出しなければならない。

前項の監査報告書には、第三十六条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項を記載しなければならない。

特定組合の監事は、全国中央会に対して、第四項の監査報告書につき説明を求めることができる。

特定組合の監事は、第四項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その謄本を全国中央会に送付しなければならない。

前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 全国中央会の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果
- 二 会計以外の業務の監査の方法の概要
- 三 第三十六条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一条ノ三

第一項第八号、第十号及び第十二号に掲げる事項
第四項及び第七項の監査報告書の記載方法は、農林水産省令で定める。

経営管理委員」と、同法第三百九十八条第一項中「第三百九十六条第一項に規定する書類」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第一項の規定により作成したもの」と、同法第四百三十九条中「第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第六項の承認を受けた貸借対照表、損益計算書その他農業協同組合又は農業協同組合連合会の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、「前条第二項」とあるのは「同法第四十四条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十七条の三 特定組合以外の組合は、定款で定めるところにより、第三十六条第一項の規定により作成したものについて全国中央会の監査を受けることができる。この場合においては、当該組合を特定組合とみなして、同条第六項及び第七項並びに前条の規定を適用する。

第三十八条 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合。次項において同じ。）以上の連署をもって、その代表者から役員（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事を除く。）の改選を請求することができる。

（略）
第一項又は第二項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなけ

第一項の監査を行う全国中央会については、商法第二百七十四条第二項及び第二百七十四条ノ三並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第八十条から第十一条まで及び第一百七十七条の規定を、特定組合の理事については、商法特例法第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、商法第二百七十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社等（農業協同組合法第九十三条第二項二規定スル子会社等ヲ謂フ）」と、商法特例法第八条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、「監査役会」とあるのは「監事」と、商法特例法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十七條の二第四項」と、商法特例法第十一条中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、商法特例法第十六条第一項中「第十三条第二項の規定による」とあるのは「農業協同組合法第三十七條の二第五項において準用する」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十四条第一項」と、「同法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げるもの」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七条第一項中「第二条第一項に掲げるもの」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第一項の書類」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

特定組合については、第三十六条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

特定組合に対する第三十六条第七項から第九項までの規定の適用については、同条第七項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び全国中央会の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び全国中央会の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第三十七條の二第十二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

（新設）

第三十八条 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の連署をもって、その代表者から役員（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事を除く。）の改選を請求することができる。

（略）
第一項又は第二項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなけ

ればならない。この場合には、第四十三条の三第二項及び第四十三条の四第二項の規定を準用する。

・ (略)

第三十九条 定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次条第一項の一時理事又は監事の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

ればならない。この場合には、第四十三条の三第二項及び第四十三条の四第一項の規定を準用する。

・ (略)

第三十九条 理事、経営管理委員及び監事については、商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三の規定を、理事及び経営管理委員については、同法第二百六十八条第八項及び第二百六十九条の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二第三号中、「本法」とあるのは「農業協同組合法、本法」と、同法第二百六十七条第四項中、「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百六十九条第二項中、「取締役」とあるのは「理事(農業協同組合法第三十条の二第四項ノ組合ニ在リテ八経営管理委員)」と読み替えるものとする。

理事については、民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条及び第七十二条の規定を、経営管理委員については、第三十三条第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十四条の規定を、監事については、第三十三条並びに同法第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二までの規定を準用する。

この場合において、第三十三条第四項中、「第三十六条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第五項中、「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)」から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは、経営管理委員について準用する場合には「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)」から第九項まで及び第十項前段」、監事について準用する場合には「商法第二百六十六条第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項(第三号を除く。)」、同条第八項及び第十項前段」と、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と、商法第二百六十一条第一項中「取締役会」とあるのは「理事会(農業協同組合法第三十条の二第四項ノ組合ニ在リテ八経営管理委員会)」と、同条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項並ニ農業協同組合法第四十条第一項」と、同法第二百七十四条第一項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ二中「取締役」とあるのは「理事又八経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社等(農業協同組合法第九十三条第二項ニ規定スル子会社等ヲ謂フ)」と、同法第二百七十五条中「取締役」とあるのは「理事又八経営管理委員」と、同法第二百七十五条ノ二中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは「理事若八経営管理委員」と

第四十条 役員職務を行う者が不在のため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時理事若しくは監事の職務を行うべき者を選任し、又は役員（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事を除く。以下この項において同じ。）を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させることができる。

前項の総会の招集については、第四十三條の六及び第四十三條の七の規定を準用する。代表理事の職務を行う者が不在のため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

第四十条の二 役員責任を追究する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第一項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「農林水産省令」と、同法第八百五十條第四項中、第五十五條、第一百二十條第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第一項」とあるのは、「農業協同組合法第三十五條の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十一条 (略)

と、「第二百六十七條第一項」とあるのは、「農業協同組合法第三十九條第一項二於て理事又ハ経営管理委員二付テ準用スル第二百六十七條第一項」と、「受ケ同條第二項二於テ準用スル第二百四十四條ノ第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは「受ケ」と、「第二百六十八條第六項」とあるのは「同法第三十九條第一項二於テ理事又ハ経営管理委員二付テ準用スル第二百六十八條第六項」と、同法第二百七十八條中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。

理事会及び経営管理委員会については、商法第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三並びに第二百六十條ノ四第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、経営管理委員会について準用する場合には、同法第二百六十條ノ三第二項中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

第四十条 役員職務を行う者が不在のため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事若しくは仮監事を選任し、又は役員（第三十条の二第四項の組合にあつては、理事を除く。以下この項において同じ。）を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させることができる。

前項の総会の招集については、第四十三條の五の規定を準用する。

(新設)

第四十一条 (略)

参事については、会社法第十一条第一項及び第三項、第十三条並びに第九百十八条並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十四条及び第四十五条の規定を準用する。

第四十三条 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

第四十三条の三（略）

組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項及び第四項において同じ。）に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならぬ。

第四十三条の四 総会は、理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員。次項において同じ。）が招集する。

理事の職務を行う者が不在とき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（略）

第四十三条の五 理事（理事以外の者が総会を招集する場合にあつては、その者。次条において「総会招集者」という。）は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

前項各号に掲げる事項の決定は、前条第一項（第三十八条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第四項の規定により監事が総会を招集するときを除き、理事会（経営管理委員が総会を招集するときは、経営管理委員会）の決議によらなければならない。

参事には、商法第三十八条第一項、第三項及び第三十九条乃至第四十二条並びに商業登記法第五十一条乃至第五十三条の規定を準用する。

第四十三条 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

第四十三条の三（略）

組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項及び第四項において同じ。）に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第四十三条の四（新設）

理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員。以下この項において同じ。）の職務を行う者が不在とき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（新設）

第四十三條の六 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の日の十日前までに、組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。総会においては、第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知した前条第一項第一号に掲げる事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第一項及び第二項の通知については、会社法第三百一条及び第三百二条の規定を準用する。この場合において、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「書面をもつて議決権又は選挙権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第一項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と、「議決権を」とあるのは「議決権又は選挙権を」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第二項」と、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第一項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第二項」と、同条第三項及び第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第二項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十三條の七 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知したときは、その場所にあてればよい。

(略)
前二項の規定は、前条第一項の通知に際して組合員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したものとあるのは、当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があったもの」と読み替えるものとする。

第四十四條 (略)

(新設)

第四十三條の五 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所にあてればよい。

(略)
総会招集の通知は、その総会の日から十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

第四十四條 (略)

二、四 (略)

五 財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものととして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告

六、八 (略)

第四十六条 次の事項は、総組合員(准組合員を除く。)(の半数)これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合(以上)が出席し、その議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合(以上)の多数による議決を必要とする。

一、四 (略)

五 第三十五条の六第四項の規定による責任の免除

第四十六条の三 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第四十六条の四 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十三条の五及び第四十三条の六の規定は、適用しない。

第四十六条の五 総会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

理事は、総会の日から十年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

理事は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第一号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつつているときは、この限りでない。

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二、四 (略)

五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

六、八 (略)

第四十六条 次の事項は、総組合員(准組合員を除く。)(の半数以上)が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一、四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第四十七條 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一條第一項中「株主等」（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては「株主等」、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、第三百四十六條第一項（第四百七十九條第四項）とあるのは「農業協同組合法第三十九條（同法第七十二條の二の二）」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八條の二（略）

組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会（第三十條の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項において同じ。）に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならぬ。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

（略）

第四十九條（略）

出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 出資一口の金額の減少の内容

二 前項の財産目録及び貸借対照表に関する事項として農林水産省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

前項の規定にかかわらず、出資組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第九十二條第二項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法

第四十七條 総会については、民法第六十四條並びに商法第二百三十一條、第二百三十七條ノ三第一項及び第二項、第二百四十三條、第二百四十四條第一項から第三項まで並びに第二百四十七條から第二百五十二條までの規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の五第三項」と、商法第二百三十一條中「取締役会」とあるのは「理事会（農業協同組合法第三十條の二第四項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員会）」と、同法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の五第三項」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同法第二百四十七條第一項及び第二百四十九條第一項（同法第二百五十二條において準用する場合を含む。）中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第四十八條の二（略）

組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会（第三十條の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項において同じ。）に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならぬ。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

（略）

第四十九條（略）

出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第五十条 債権者が前条第二項第三号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

(略)

組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)(及び第二項(第五号に係る部分に限る。)(、第八百三十四条(第五号に係る部分に限る。)(、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第五号中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十条の二 (略)

(略)

第一項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、前二条の規定を準用する。この場合において、第四十九條第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをする旨」と読み替えるものとする。

(前)

第五十条の三 (略)

第五十条の三 第十条第一項第三号の事業を行う他の組合の信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が当該譲受けを行う組合の純資産の額として農林水産省令で定める方法により算定される額の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えないときの前条第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会(第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会)」とする。

(前)

第五十条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

(略)

組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第五十条の二 (略)

(略)

第一項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、前二条の規定を準用する。

第一項及び第二項に規定する信用事業の全部の譲渡又は譲受けを行う組合が、前項において準用する第四十九條第二項の規定による公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定められた事項に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該組合による各別の催告は、することを要しない。

(略)

第五十条の三 第十条第一項第三号の事業を行う他の組合の信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該組合に現存する純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。第五十二條第一項において同じ。)(の二十分の一を超えないときは、前条第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

前項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における前条第四項において準用する第四十九條第一項の規定の適用については、同項中「議決の日」とあるのは、「理事会(第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会)の議決の日」とする。

前項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合には、当該譲受けを約した日から二週間以内に、当該譲受けに係る契約の相手方である組合の名称及び住所並びに同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

第一項に規定する組合の総組合員（准組合員を除く。）の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

第五十条の四（略）

（略）

第一項に規定する共済事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する共済事業に係る財産の移転については、第四十九条及び第五十条の規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「共済事業の全部若しくは一部の譲渡又は共済事業に係る財産の移転をする旨」と読み替えるものとする。

第一項の規定によりその共済事業の全部を譲渡した組合及び共済契約の全部を移転した組合については、第五十条の二第七項の規定を準用する。

第五十条の五 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第五十条の六 組合は、農林水産省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

前項の会計帳簿については、会社法第四百三十二条第一項及び第四百三十四条の規定を準用する。

第五十二条 出資組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における農林水産省令で定める方

第一項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二百四十五条第一項」とあるのは、「農業協同組合法第五十条の二第二項」と読み替えるものとする。

第一項に規定する組合の総組合員（准組合員を除く。）の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

第五十条の四（略）

（略）

第一項に規定する共済事業の全部の譲渡及び前項に規定する共済事業に係る財産の移転については第四十九条、第五十条及び第五十条の二第五項の規定を、第一項に規定する共済事業の一部の譲渡については第四十九条及び第五十条の規定を準用する。

第一項の規定によりその共済事業の全部を譲渡した組合及び共済契約の全部を移転した組合については、第五十条の二第八項の規定を準用する。

第五十条の五 組合の帳簿その他の書類については、商法第三十二条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条の規定を、組合の計算については、同法第二百八十五条の規定を準用する。この場合において、同法第三十二条第一項及び第三十三条第二項中「貸借対照表」とあるのは「貸借対照表（農業協同組合法第十条第四項二規定スル非出資組合ニ在リテハ財産目録）」と、同条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項及び第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルキ」とあるのは「貸借対照表（農業協同組合法第十条第四項二規定スル非出資組合ニ在リテハ財産目録）」と、同法第一百八十五条中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは「記載スベキ」と、「第三十四条ノ規定ニ拘ラス法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

（新設）

第五十二条 出資組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額から次に掲げ

法により算定される純資産の額から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一五 (略)

(略)

第五十四条の三 (略)

(略)

前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として農林水産省令で定めるものをとることができる。この場合においては、当該説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(略)

第五十八条 (略)

(略)

前項の申出をした者は、書面又は代理人をもつて議決権等を行うことができる。この場合には、第十六条第三項後段の規定を準用する。

創立総会については、第十六条第一項及び第四項から第七項まで、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条の三から第四十六条の五まで並びに会社法第三百十條第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一條(第二項を除く。)並びに第三百十二條第一項、第四項及び第五項の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、同法第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十四條(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合において、第十六条第四項中「前項」とあるのは「第五十八條第六項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第五十八條第六項又は前項」と、第四十六條の三中「役員」とあるのは「発起人及び定款作成委員」と、第四十六條の四中「第四十三條の五及び第四十三條の六」とあるのは「第五十八條第一項及び第二項」と、同法第三十條第七項第二号、第三百十一條第一項並びに第三百十二條第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一條第一項中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、「設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「発起人又は定款作成委員」と、同法

る金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一五 (略)

(略)

第五十四条の三 (略)

(略)

(新設)

(新設)

前二項に定めるもののほか、前二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(略)

第五十八条 (略)

(略)

前項の申出をした者は、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。この場合には、第十六条第三項後段の規定を準用する。

創立総会については、第十六条第一項及び第四項から第七項まで並びに第四十五条第二項及び第三項並びに商法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項、第二百四十三條、第二百四十四條第一項から第三項まで並びに第二百四十七條から第二百五十二條までの規定を準用する。この場合において、同法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項中「取締役及監査役」とあるのは「発起人及定款作成委員」と、同法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「農業協同組合法第五十八條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七條第一項及び第二百四十九條第一項(同法第二百五十二條において準用する場合を含む。)(中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と、設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「発起人若しくは定款作成委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三條の二 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）（第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第一号中「株主等」（株主、取締役又は清算人）（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十五條 組合が合併しようとするときは、総会の議決を経て、政令で定める事項を定めた合併契約を締結しなければならない。

（略）

出資組合の合併には、第四十九條並びに第五十條第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第四十九條第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「合併をする旨」と読み替えるものとする。

（削る）

第六十五條の二 合併によつて消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。以下この項及び第四項において同じ。）の数が合併後存続する組合の総組合員の数の五分の一（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合。以下この項において同じ。）を超えない場合であつて、かつ、合併によつて消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一を超えない場合における合併後存続する組合の合併についての前条第一項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会（第三十條の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）」とする。

前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う合併後存続する組合は、その旨を前条

第六十三條の二 組合の設立については、商法第四百二十八條の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第六十五條 組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

（略）

出資組合の合併には、第四十九條並びに第五十條第一項及び第二項の規定を準用する。

合併を行う出資組合が、前項において準用する第四十九條第二項の規定による公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。

第六十五條の二 合併によつて消滅する出資組合の総組合員（准組合員を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の数が合併後存続する出資組合の総組合員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併によつて消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の二十分の一を超えない場合における合併後存続する出資組合の合併については、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による総会の議決を要しない。

前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う合併後存続する出資組合は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

合併後存続する出資組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合につ

第一項の合併契約に定めなければならない。

合併後存続する組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合においては、合併後存続する組合は、前条第一項の合併契約を締結した日から二週間以内に、合併によつて消滅する組合の名称及び住所、合併を行う時期並びに第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

合併後存続する組合の総組合員の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行うことはできない。

第六十五条の三 次の各号に掲げる組合の理事は、当該各号に定める期間、第六十五条第一項の合併契約の内容その他農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

一 合併によつて消滅する組合 第六十五条第一項の総会の日から二週間前の日から合併の登記の日まで

二 合併後存続する組合 第六十五条第一項の総会（前条第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）（ ）の日から二週間前の日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

三 合併によつて設立する組合 合併の登記の日から六月間
前項各号に掲げる組合の組合員及び当該組合の債権者は、当該組合の業務時間内は、いつでも、当該組合に係る同項の書面又は電磁的記録について、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組合員及び当該組合の債権者は、前項第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

第六十八条の二 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合の理事は、合併の登記の

いは、商法第四百十三条ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは、「農業協同組合法第六十五条第一項ノ議決」と読み替へるものとする。

合併後存続する出資組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における前条第四項において準用する第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

合併後存続する出資組合の総組合員の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が第二項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

（新設）

（新設）

日後遅滞なく、前条の規定によりこれらの組合が承継した合併によつて消滅した組合の権利義務その他の合併に関する事項として農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

理事は、合併の登記の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定められた費用を支払わなければならない。

第六十九条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定を、この条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについては、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは、「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは、「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十条 (略)

前項の規定による権利義務の承継については、第四十六條、第四十八條の二、第六十五條、第六十五條の三、第六十七條及び第六十八條の二の規定を、同項の規定による権利義務の承継の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項（第五号に係る部分に限る。）、

第六十九条 組合の合併については、商法第四百十五條及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百十五條ノ八の規定を準用する。この場合において、商法第四百十五條第二項及び同條第三項において準用する同法第二百四十九條第一項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第七十条 (略)

前項の規定による権利義務の承継については、第四十六條、第四十八條の二、第六十五條及び第六十七條並びに商法第三百八十條の規定を準用する。この場合において、第六十五條第三項中「第六十一條」とあるのは、「第六十一條第一項から第四項まで」と読み替えるも

及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合において、第六十五条第三項中「第六十一条」とあるのは「第六十一条第一項から第四項まで」と、同法第八百二十八條第二項第五号中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

・ (略)

第七十一条 (略)

第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合が、第六十四条第五項の規定により解散したときは、前項の規定及び第七十二条の二において準用する会社法第四百七十八條第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第七十一条の二 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

第七十二条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めなければならない。

(略)

(削る)

第七十二条の二 清算人は、清算事務を終了した後遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、決算報告を作成し、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めなければならない。

第三十条の二第四項の組合の清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、決算報告について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

第一項の承認については、会社法第五百七条第四項の規定を準用する。

第七十二条の二の二 組合の清算については、会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六条及び第四百九十九條から第五百三条まで並びに非訟事件手続法（明

のとする。

・ (略)

第七十一条 (略)

第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合が、第六十四条第五項の規定により解散したときは、前項の規定及び第七十二条の二において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

(新設)

第七十二条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。

(略)

清算人は、第一項の承認を得た後遅滞なく、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。

第七十二条の二 清算人は、清算事務を終了した後遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第三十条の二第四項の組合の清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、決算報告書について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

第一項の承認については、商法第四百二十七条第三項の規定を準用する。

第七十二条の二の二 組合の解散及び清算については、商法第一百六条、第二百一十四条、第二百五条、第二百二十九條第二項及び第三項、第三百一一条、第四百七条第二項、第四百十

治三十一年法律第十四号) 第四十条の規定を、組合の清算人については、第二十七条の二、第二十九条の二、第三十条の三、第三十条の四、第三十条の五第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条、第三十四条第五項及び第六項、第三十五条(第二項を除く。)、第三十五条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第三十五条の五第一項から第三項まで、第三十五条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十項、第三十六条(第一項及び第十項を除く。)、第三十九条、第四十二条、第四十三条の三第二項から第四項まで、第四十三条の四、第四十三条の五第二項、第四十六条の三並びに第四十六条の五第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第一節(第四百四十七條第二項、第四百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第四百五十一条を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定を準用する。この場合において、第三十五条の六第六十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十六条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「一週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五條第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員(准組合員を除く。)(の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得た組合員(准組合員を除く。))」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八條第一号」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十條第四項中「第五十五条、第一百二十條第五項、第四百二十四條(第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第一項及び第四百六十五条第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する同法第三十五条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

八条、第四百二十一条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第四百二十九条並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第三百五十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條並びに第三百三十八條ノ三の規定を、組合の清算人については、第三十一条の二第二項及び第三項、第三十二条、第三十二条の二第三項及び第四項、第三十三条から第三十六条まで、第四十二条、第四十三条の三第二項から第四項まで並びに第四十三条の四並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十八條第一項、第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三、第二百六十條ノ一、第二百六十條ノ三、第二百六十條ノ四第一項から第三項まで、第二百六十一条、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條から第二百六十九條まで並びに第二百七十二條の規定を準用する。この場合において、第三十三條第五項中「商法第二百六十六條第一項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)」から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六條第一項、第三項及び第五項」と、第三十六條第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同条第三項中「七週間」とあるのは「五週間」と、同条第四項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」とあるのは「通常総会の日の三週間前まで」と、同条第八項中「一週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に」と、その謄本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、同条第十項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、商法第一百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「農業協同組合法、本法」と、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百六十七條第四項中「前二項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百六十九條第一項中「取締役」とあるのは「清算人(農業協同組合法第三十条の二第四項ノ組合ニ在リテ八経営管理委員)」と、同法第四百七十七條第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員(准組合員ヲ除ク)ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員(准組合員ヲ除ク)」と読み替えるものとする。

第七十二条の十一 農事組合法人の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資農事組合法人の定款には、第一号の事項のうち第二十八条第一項第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

一・二 (略)

第七十二条の十二 農事組合法人は、役員として理事を置かなければならない。

(略)

第七十二条の十二の二 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資農事組合法人にあつては事業報告及び財産目録を、組合員に出資をさせる農事組合法人(以下「出資農事組合法人」という。)(にあつては事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を作成しなければならない。

前項の規定により作成すべきもの(以下この条及び次条において「事業報告等」という。)(は、電磁的記録をもつて作成することができる。

理事は、通常総会の日の一週間前までに、事業報告等を監事に提出し、又は提供し、かつ主たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び農事組合法人の債権者は、農事組合法人の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 事業報告等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 事業報告等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農事組合法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組合員及び農事組合法人の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、農事組合法人の定めた費用を支払わなければならない。

理事は、監事の意見を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えて、事業報告等を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

第七十二条の十三 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一・二 (略)

三 事業報告等

(略)

第七十二条の十一 農事組合法人の定款には、次の事項を記載しなければならない。ただし、非出資農事組合法人の定款には、第一号の事項のうち第二十八条第一項第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくてもよい。

一・二 (略)

第七十二条の十二 農事組合法人に、役員として理事を置く。

(略)

第七十二条の十二の二 理事は、通常総会の日から一週間前までに、非出資農事組合法人にあつては事業報告書及び財産目録を、組合員に出資をさせる農事組合法人(以下「出資農事組合法人」という。)(にあつては事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び農事組合法人の債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)(の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

第七十二条の十三 (同上)

一・二 (略)

三 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

(略)

第七十二条の十六の二 農事組合法人の成立の時ににおける現物出資の目的となる財産の価額が当該財産について定款に記載され、又は記録された価額（定款の変更があつた場合にあっては、変更後の価額）に著しく不足するときは、発起人及び設立時の理事は、当該農事組合法人に對し、連帯して、当該不足額を支払ふ義務を負つ。

農事組合法人の成立後現物出資を行う者の出資の目的となる財産の出資当時の価額が当該財産の出資についてされた定款の変更の決議により変更された定款に記載され、又は記録された価額に著しく不足するときは、当該決議に賛成した組合員は、当該農事組合法人に對し、連帯して、当該不足額を支払ふ義務を負つ。

前二項の義務は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

第七十三条 農事組合法人の組合員については、第十三条、第十四条、第十八条、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条から第二十七条の二まで並びに民法第六十五条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第十三条第四項中「第十七条の規定による経費の負担のほか」とあるのは「本法に別段の定めがある場合のほか」と、第二十一条第二項中「非出資組合」とあるのは「農事組合法人」と、第二十三条第一項中「前条第一項の規定により脱退した」とあり、並びに第二十四条及び第二十六条中「第二十一条第一項の規定により脱退した」とあるのは「脱退した」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

農事組合法人の管理については、第二十九条の二、第三十条の三、第三十一条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の六第一項、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第三十九条前段、第四十六条の四、第四十六条の五、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第一項から第六項まで、第五十三条並びに第五十四条第一項並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第一項、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十四条及び第六十六条の規定を準用する。この場合において「第三十五条の二第一項中「理事」とあるのは「役員」と、第三十五条の六第九項第一号イ中「次条第一項又は第二項」とあるのは「第七十二条の十二の二第一項」と、第三十九条前段中「次条第一項の一時理事又は監事の職務を行うべき者」とあるのは「第七十二条第二項において準用する民法第五十六条の仮理事」と、第四十六条の四中「第四十三条の五及び第

（新設）

第七十三条 農事組合法人の組合員については、第十三条、第十四条、第十八条、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条から第二十七条まで、民法第六十五条第一項及び第二項並びに有限会社法第十四条第一項、第十六条並びに第五十四条第一項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第十三条第四項中「第十七条の規定による経費の負担のほか」とあるのは「本法に別段の定めがある場合のほか」と、第二十一条第二項中「非出資組合」とあるのは「農事組合法人」と、第二十三条第一項中「前条第一項の規定により脱退した」とあり、並びに第二十四条及び第二十六条中「第二十一条第一項の規定により脱退した」とあるのは「脱退した」と、有限会社法第十四条第一項中「第七条第二号又八第三号ノ財産」とあるのは「現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産」と、同法第十六条中「第十四条（前条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第十五条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第一項ニ於テ準用スル有限会社法第十四条第一項」と、同法第五十四条第一項中「第四十九条第一号又八第二号ノ財産ノ資本増加當時」とあるのは「出資農事組合法人ノ成立後現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産ノ出資當時」と、「資本増加ノ決議ニ依リ」とあるのは「当該財産ノ出資ニ付為サレタル定款ノ変更ノ決議ニ依リ変更セラレタル定款」と読み替へるものとする。

農事組合法人の管理については、第三十一条第一項、第三十三条第一項から第四項まで、第三十五条、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第一項から第六項まで、第五十二条並びに第五十四条第一項、民法第四十四条第一項、第五十一条第二項、第五十二条から第五十七条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで、第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定を準用する。この場合において、第三十三条中「理事」とあるのは「役員」と、同条第四項中「第三十六条第一項」とあるのは「第七十二条の十二の二第一項」と、第三十五条第二項中「総会、理事会及び経営管理委員会」とあるのは「総会」と、第五十一条第一項中「十分の一」（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、五分の一）とあるのは「十分の一」と、同条第二項中「二分

四十三条の六」とあるのは、「第七十三条第二項において準用する民法第六十二条及び第六十四條」と、第五十一条第一項中「十分の一（第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、五分の一）」とあるのは「十分の一」と、同條第二項中「二分の一（第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、出資総額）」とあるのは「二分の一」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害關係人又は檢察官」とあるのは「行政庁は、農事組合法人の組合員その他利害關係人」と、同法第五十七条中「裁判所は、利害關係人又は檢察官の請求」とあるのは「總會の決議」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

(略)

農事組合法人の解散及び清算については、第六十四條第一項、第六十五條第一項及び第四項、第六十五條の三、第六十六條第一項、第六十七條から第六十九條まで、第七十一條第一項並びに第七十二條第一項、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで、会社法第五百一一条本文並びに第五百七條第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五條第二項及び第三十七條から第四十條までの規定を準用する。この場合において、第六十六條第一項中「農業協同組合にあつては第十二條第一項第一号の規定による組合員（法人にあつては、その役員）」、農業協同組合連合会にあつては同條第二項第一号の規定による会員たる組合の役員」とあるのは「第七十二條の十第一項第一号の規定による組合員」と、「役員（合併によつて設立する組合が第三十條の二第四項の組合であるときは、理事を除く。）」とあるのは「役員」と、民法第七十五條中「前條」とあるのは「農業協同組合法第七十三條第四項において準用する同法第七十一條第一項」と、会社法第五百七條第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

行政庁は、農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができ

第七十三條の二 出資農事組合法人は、その組織を変更し、株式会社になることができる。

第七十三條の三 出資農事組合法人は、前條の組織変更（以下「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、總會の議決により、その承認を受けなければならない。

(前條)

の二（第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、出資総額）」とあるのは「二分の一」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害關係人又は檢察官」とあるのは「行政庁は、農事組合法人の組合員その他利害關係人」と、同法第五十七条中「裁判所は、利害關係人又は檢察官の請求」とあるのは「總會の決議」と、第六十四條中「第六十二條」とあるのは「農業協同組合法第七十三條第二項において準用する第六十二條」と、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「農業協同組合法第七十三條第二項に於て準用スル民法第六十二條」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百五十四條第三項及び第二百五十八條第一項中「取締役」とあるのは「役員」と、同法第二百五十六條第三項中「前二項」とあるのは「農業協同組合法第七十三條第二項に於て準用スル同法第三十一條第一項」と読み替へるものとする。

(略)

農事組合法人の解散及び清算については、第六十四條第一項、第六十五條第一項、第四項及び第五項、第六十六條第一項、第六十七條から第六十九條まで、第七十一條第一項並びに第七十二條第一項、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで、商法第三百一一条本文及び第四百二十七條第一項並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定を準用する。この場合において、第六十六條第一項中「農業協同組合にあつては第十二條第一項第一号の規定による組合員（法人にあつては、その役員）」、農業協同組合連合会にあつては同條第二項第一号の規定による会員たる組合の役員」とあるのは「第七十二條の十第一項第一号の規定による組合員」と、「役員（合併によつて設立する組合が第三十條の二第四項の組合であるときは、理事を除く。）」とあるのは「役員」と、民法第七十五條中「前條」とあるのは「農業協同組合法第七十三條第四項において準用する同法第七十一條第一項」と読み替へるものとする。

(新設)

(新設)

第七十三條の二 出資農事組合法人は、その組織を変更し、株式会社又は有限会社（以下この節及び第八十九條において「会社」という。）になることができる。

第七十三條の三 出資農事組合法人は、前條の組織変更（以下「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、總會の議決により、その承認を受けなければならない。

前項の總會においては、その議決により、定款その他会社の組織に必要な事項を定めると

前項の場合には、第七十二条の十四に規定する議決によらなければならない。
第一項の総会の招集に対する第七十三条第二項において準用する民法第六十二条の規定の適用については、同条中「五日前」とあるのは、「二週間前」と、「会議の目的である事項」とあるのは、「会議の目的である事項及び組織変更計画の要領」とする。

組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の株式会社（以下この節において「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項

三 組織変更後株式会社の取締役の氏名

四 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更をする農事組合法人の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組織変更をする農事組合法人の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする農事組合法人の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法

八 組織変更をする農事組合法人の組合員に対する前号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）（その他政令で定める事項）

第一項に規定する組織変更については、第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「組織変更をする旨」と読み替えるものとする。

第七十三条の四 削除

ともに、組織変更後の会社の取締役及び監査役となるべき者を選任しなければならない。

前二項の場合には、第七十二条の十四に規定する議決によらなければならない。

第一項の総会の招集に対する第七十三条第二項において準用する民法第六十二条の規定の適用については、同条中「五日前」とあるのは、「二週間前」と、「会議の目的である事項」とあるのは、「会議の目的である事項、組織変更計画書の要領、組織変更後の会社の定款及び農業協同組合法第七十三条の三第二項に規定する者の選任に関する議案の要領」とする。
出資農事組合法人は、組織変更計画書において、政令で定める事項を記載しなければならない。

（新設）

第七十三条の四 出資農事組合法人が、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内に、議決の内容及び貸借対照表を公告しなければならない。

前項の場合については、商法第百条第一項から第三項までの規定を準用する。

第七十三條の五（略）

前項の規定による通知又は請求は、同項の出資農事組合法人の承諾を得て、電磁的方法により行うことができる。

第一項の規定による組合員の脱退については、第二十三條から第二十六條までの規定を準用する。この場合において、組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

前項の場合には、組織変更の日を第二十三條第二項に規定する脱退した事業年度末とみなす。

第七十三條の六 組織変更を行う出資農事組合法人の組合員（前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社の株式の割当てを受けるものとする。

前項の株式の割当ては、組合員の出資口数に応じてしなければならない。

前二項の株式の割当てについては、会社法第二百三十四條第一項から第五項まで、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十一條、第八百七十四條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定を準用する。この場合において、同法第二百三十四條第二項中「法務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（削る）

第七十三條の七及び第七十三條の八 削除

第七十三條の五（略）

（新設）

前項の規定による組合員の脱退については、第二十三條から第二十六條までの規定を準用する。この場合において、組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

前項の場合には、組織変更の日を第二十三條第二項に規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

第七十三條の六 組織変更を行う出資農事組合法人の組合員（前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後の会社の株式又は持分の割当てを受けるものとする。

前項の株式又は持分の割当ては、組合員の出資口数に応じてなければならない。

前二項の株式又は持分の割当てについては、商法第二百二十條第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百六條第一項及び第三百二十二條ノ三の規定を準用する。

第一項の規定により組合員に割り当てた株式を発行する場合には、当該株式を商法第百六十六條第一項第六号及び第四項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

第七十三條の七 組織変更後の会社の資本の額は、組織変更時に組織変更前の出資農事組合法人に現に存する純資産額を上回ることができない。

前項の場合において、組織変更時における組織変更後の会社に現に存する純資産額が資本の額に不足するときは、組織変更の議決の当時の出資農事組合法人の理事は、組織変更後の会社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

第七十三條の八 組織変更後の会社は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額については、商法第二百八十八條ノ二第一項の資本準備金として積み立てなければならない。

前項の残額については、商法第二百八十八條ノ二第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「合併二因り消滅シタル会社」とあるのは、「組織変更前出資農事組合法人」と読み替えるものとする。

第七十三条の九 出資農事組合法人の持分を目的とする質権は、当該出資農事組合法人の組合員が組織変更により受けるべき金銭又は株式の上に存在する。

(略)

第七十三条の十 削除

第七十三条の十一 組織変更をする出資農事組合法人は、効力発生日に、株式会社となる。

組織変更をする出資農事組合法人の組合員は、効力発生日に、第七十三条の三第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

組織変更の効力発生日については、会社法第七百八十条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「この款及び第七百四十五条」とあるのは、「農業協同組合法第二章の二第四節」と読み替えるものとする。

第七十三条の十三 組織変更後株式会社は、第七十三条の三第五項において準用する第四十九條並びに第五十条第一項及び第二項に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、効力発生日から六月間、本店に備え置かなければならない。

組織変更後株式会社の株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社の営業時間内は、いつでも、組織変更後株式会社に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組織変更後株式会社は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組織変更後株式会社の株主及び債権者は、前項第一号又は第四号に掲げる請求をするには、組織変更後株式会社の定められた費用を支払わなければならない。

第七十三条の十四 組織変更の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条の九 出資農事組合法人の持分を目的とする質権は、当該出資農事組合法人の組合員が組織変更により受けるべき金銭、株式又は持分の上に存在する。

(略)

第七十三条の十 組織変更は、本店の所在地において第八十一条に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

第七十三条の十一 組織変更を行う出資農事組合法人の組合員で第七十三条の六第一項の規定により株式又は持分を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の会社の株主又は社員となる。

前項の場合においては、当該組織変更の日を商法第二百一十五条第一号に掲げる日とみなし、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

第七十三条の十三 会社の取締役（委員会等設置会社（商法特例法第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社をいう。第八十一条第二項及び第八十九條第七号において同じ。）にあつては、執行役）は、第七十三条の四に規定する手続の経過、組織変更の日、組織変更時に組織変更前の出資農事組合法人に現に存する純資産額その他の組織変更に関する事項を記載した書面を、組織変更の日から六月間、本店に備え置かなければならない。

前項の書面については、商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「第二号又八第四号」とあるのは「第二号」と、同項第一号中「第一項二掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「農業協同組合法第七十三条の十三第一項ノ書面」と読み替えるものとする。

第七十三条の十四 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

前項の訴えについては、商法第八十八條、第五百五条第一項及び第三項、第六六條、第八百八條から第九十條まで、第二百四十九條並びに第四百十五條第一項並びに非訟事件手続法第三十五條ノ六及び第四百四十條の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十九條第

(略)

中央会の総会については、第十六条第三項から第八項まで、第四十三条の五第一項、第四十三条の六、第四十五条、第四十六条の四及び第四十六条の五並びに民法第六十六条の規定を準用する。この場合において、第十六条第三項後段中、「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）」とあるのは、「都道府県中央会の総会にあつては他の正会員（第七十三条の四十第一項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会の総会にあつては、正会員たる組合の理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員（）、全国中央会の総会にあつては正会員たる組合の理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員（）又は都道府県中央会の会長、副会長若しくは理事」と、同条第六項中、「五人」とあるのは、「二人」と、第四十三条の五第一項及び第四十六条の五第一項から第四項までの規定中、「理事」とあるのは、「会長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三條の四十四 (略)

(略)

創立総会については、第十六条第一項及び第四項から第七項まで、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条の五並びに第五十八条第五項及び第六項、民法第六十六条並びに会社法第三百十條第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一條（第二項を除く。）並びに第三百十二條第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第十六条第四項中、「前項」とあるのは、「第七十三條の四十四第五項において準用する第五十八條第六項」と、同条第五項中、「前二項」とあるのは、「第七十三條の四十四第五項において準用する第五十八條第六項又は前項」と、同法第三百十條第七項第二号、第三百十一條第一項並びに第三百十二條第一項及び第五項中、「法務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三條の四十八 (略)

(略)

中央会の解散及び清算については、第七十一条第一項及び第七十二条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、会社法第五百一条本文並びに第五百七條第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七條から第四十條までの規定を準用する。この場合において、第七十一条第一項中、「理事」とあるのは、「会長、副会長及び理事」と、民法第七十五条中、「前条」とあるのは、「農業協同組合法第七十三條の四十八第三項において準用する同法第七十一条第一項」と、会社法第五百七

(略)

中央会の総会については、第十六条第三項から第七項まで、第四十三條の五第三項及び第四十五条、民法第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、第十六条第三項後段中、「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）」とあるのは、「都道府県中央会の総会にあつては他の正会員（第七十三條の四十第一項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会の総会にあつては、正会員たる組合の理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員（）、全国中央会の総会にあつては正会員たる組合の理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員（）又は都道府県中央会の会長、副会長若しくは理事」と、同条第六項中、「五人」とあるのは、「二人」と、民法第六十四条中、「第六十二條」とあるのは、「農業協同組合法第七十三條の四十三第三項において準用する同法第四十三條の五第三項」と、商法第二百四十三條中、「第二百三十二條」とあるのは、「農業協同組合法第七十三條の四十三第三項二於て準用スル同法第四十三條の五第三項」と、同法第二百四十四條第二項中、「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

第七十三條の四十四 (略)

(略)

創立総会については、第十六条第一項及び第四項から第七項まで、第四十五条第二項及び第三項並びに第五十八条第五項及び第六項、民法第六十六条並びに商法第二百四十四條第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同法第二百四十四條第二項中、「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と、同条第三項中、「取締役」とあるのは、「発起人」と読み替えるものとする。

第七十三條の四十八 (略)

(略)

中央会の解散及び清算については、第七十一条第一項及び第七十二条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第三百三十一條本文及び第四百二十七條第一項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定を準用する。この場合において、第七十一条第一項中、「理事」とあるのは、「会長、副会長及び理事」と、民法第七十五条中、「前条」とあるのは、「農業協同組合法第七十三條の四十八第

条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

中央会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

主務大臣は、中央会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四章 登記等

第七十四条 (略)

組合又は農事組合法人の設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 (略)

二 事務所の所在場所

三 五 (略)

(削る)

六 (略)

七 前号の公告の方法が電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法(会社法第二十三条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。))により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同条第三十四号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九十一条第三項第二十九号イに規定するもの

ロ 第九十二条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

(略) 中央会の設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一・二 (略)

三 事務所の所在場所

四・五 (略)

(削る)

第七十五条 前条第二項各号又は第四項各号に掲げる事項中に変更を生じたときは、二週間以内に、主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならない。

前条第二項第三号各号に掲げる事項中出資の総口数及び払込済みの出資の総額の変更の登

三項ニ於テ準用スル同法第七十一条第一項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

第四章 登記

第七十四条 (略)

組合又は農事組合法人の設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。

一 (略)

二 事務所

三 五 (略)

六 組合にあつては、数人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

七 (略)

(新設)

(略) 中央会の設立の登記には左の事項を掲げなければならない。

一・二 (略)

三 事務所

四・五 (略)

組合若しくは農事組合法人又は中央会は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において第二項又は前項の事項を登記しなければならない。

第七十五条 組合若しくは農事組合法人又は中央会の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項又は第四項の事項を登記し、他の従た

記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により事業年度終了後四週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをすることができる。

第七十六条 組合若しくは農事組合法人又は中央会が主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四条第二項各号又は第四項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(削る)

第七十七条 組合を代表する理事、農事組合法人の理事、中央会の会長若しくは中央会を代表する副会長若しくは理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分令又はその仮処分令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第七十八条 組合若しくは農事組合法人又は中央会が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定並びに第六十四条第六項第一号に掲げる事由による解散の場合を除いては、二週間以内に、主たる事務所の所在地において解散の登記をしなければならない。

第七十九条 組合若しくは農事組合法人が合併する場合において合併に必要な行為を終わつたとき、又は第七十条第一項の規定による権利義務の承継（以下この条、第八十六条第五項、第八十八条第二項及び第三項並びに第一百一条第九号において「承継」という。）につき承継人たる組合及び被承継人たる農業協同組合連合会が承継に必要な行為を終わつたときは、二週間以内に、主たる事務所の所在地において、合併又は承継後存続する組合又は農事組合法

事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに設けたる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第七十六条 組合若しくは農事組合法人又は中央会が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四条第二項又は第四項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内にこれらの事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることを以て足りる。

第七十七条 第七十四条第二項又は第四項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

第七十四条第二項第三号の事項中出資の総口数及び払込済みの出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にこれを行うことができる。

第七十七条の二 組合を代表する理事、農事組合法人の理事、中央会の会長若しくは中央会を代表する副会長若しくは理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第七十八条 組合若しくは農事組合法人又は中央会が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定並びに第六十四条第六項第一号に掲げる事由による解散の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

第七十九条 組合若しくは農事組合法人が合併する場合において合併に必要な行為を終わつたとき、又は第七十条第一項の規定による権利義務の承継（以下この条、第八十五条第二項及び第三項並びに第一百一条第九号において「承継」という。）につき承継人たる組合及び被承継人たる農業協同組合連合会が承継に必要な行為を終わつたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併又は承継後

人については変更の登記、合併又は承継によつて消滅する組合又は農事組合法人については解散の登記、合併によつて設立する組合又は農事組合法人については第七十四条第二項に規定する登記をしなければならない。

第八十条 組合若しくは農事組合法人又は中央会の清算が終了したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において清算終了の登記をしなければならない。

- 一 組合 第七十二条の二第一項の承認の日
- 二 農事組合法人 第七十三条第四項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日
- 三 中央会 第七十三条の四十八第三項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日

第八十一条 出資農事組合法人が組織変更をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、組織変更前の出資農事組合法人については主たる事務所の所在地において解散の登記をし、組織変更後の株式会社については本店の所在地において設立の登記をしなければならない。

第八十二条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

- 一 組合若しくは農事組合法人又は中央会の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
 - 二 組合若しくは農事組合法人又は中央会の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内
- 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。
- 一 名称
 - 二 主たる事務所の所在場所
 - 三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在

存続する組合又は農事組合法人については変更の登記、合併又は承継によつて消滅する組合又は農事組合法人については解散の登記、合併によつて設立する組合又は農事組合法人については第七十四条第二項に規定する登記をしなければならない。

第八十条 組合若しくは農事組合法人又は中央会の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

第八十一条 出資農事組合法人が組織変更に必要な行為を終わつたときは、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の出資農事組合法人については解散の登記、組織変更後の株式会社については商法第百八十八条第二項に規定する登記、組織変更後の有限会社については有限会社法第十三条第二項に規定する登記をしなければならない。

前項の組織変更後の株式会社が委員会等設置会社である場合における同項の登記においては、商法第百八十八条第二項第七号（監査役に関する部分に限る。）及び第七号ノ二から第九号までに掲げる事項に代えて、商法特例法第二十一条の三十四各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（新設）

場所

前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

第八十三条

組合若しくは農事組合法人又は中央会がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

第八十四条

第七十九条から第八十一条までに規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第七十九条に規定する変更の登記は、第八十二条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第八十五条

(略)

第八十六条

組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

組合又は農事組合法人の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項（第一号ニに係る部分に限る。）の規定を準用する。

組合の総会又は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項（第一号下に係る部分に限る。）の規定を準用する。

農事組合法人の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を準用する。

組合又は農事組合法人の合併又は承継の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を準用する。

(新設)

(新設)

第八十二条

(略)

(新設)

第八十七条 (略)

合併による組合又は農事組合法人の設立の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合又は農事組合法人の登記簿の謄本を添付しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併によつて消滅する組合又は農事組合法人の主たる事務所があるときは、この限りでない。

合併による出資組合又は出資農事組合法人の設立の登記の申請書には、前二項に掲げる書面のほか、第六十五条第四項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）において準用する第四十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告。次条第二項において同じ。）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(削る)

第八十八条 組合若しくは農事組合法人又は中央会の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四条第二項各号又は第四項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

出資一口の金額の減少又は出資組合若しくは出資農事組合法人の合併若しくは承継による変更の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第四十九条第二項（第六十五条第四項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少をし、若しくは合併若しくは承継をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

組合又は農事組合法人の合併又は承継による変更の登記には、前条第二項の規定を準用する。

第八十九条 (略)

(削る)

第九十条 組合若しくは農事組合法人又は中央会の清算結了の登記の申請書には、清算人が第七十二条の二第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準

第八十三条 (略)

合併による組合又は農事組合法人の設立の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合又は農事組合法人の登記簿の謄本を添付しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併によつて消滅する組合又は農事組合法人の事務所があるときは、この限りでない。

合併による出資組合又は出資農事組合法人の設立の登記の申請書には、前二項に掲げる書面のほか、第六十五条第四項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）において準用する第四十九条の規定による公告及び催告（合併を行う出資組合又は出資農事組合法人が公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における当該出資組合又は出資農事組合法人にあつては、これらの公告。第八十五条第二項において同じ。）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

第八十四条 削除

第八十五条 組合若しくは農事組合法人又は中央会の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四条第二項又は第四項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

出資一口の金額の減少又は出資組合若しくは出資農事組合法人の合併若しくは承継による変更の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第四十九条（第六十五条第四項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少をし、若しくは合併若しくは承継をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

組合又は農事組合法人の合併又は承継による変更の登記には、第八十三条第二項の規定を準用する。

第八十六条 (略)

第八十七条 削除

第八十八条 組合若しくは農事組合法人又は中央会の清算結了の登記の申請書には、清算人が第七十二条の二第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準

する会社法第五百七条第三項の規定により決算報告の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第九十一条 第八十一条の規定による組織変更後の株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第四十六条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 組織変更計画書
- 二 定款
- 三 出資農事組合法人の総会の議事録
- 四 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社）が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合にあっては、取締役及び監査役（が就任を承諾したことを証する書面
- 五 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面
- 六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
- 七 第七十三条の三第五項において準用する第四十九条第二項の規定による公告及び催告（第七十三条の三第五項において準用する第四十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくはその者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をもその者を害するおそれがないことを証する書面

第九十一条の二（略）

（削る）

第九十一条の三 組合若しくは農事組合法人又は中央会の登記については、商業登記法第一条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第三百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同

用する商法第四百二十七条第一項の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第八十九条 第八十一条の規定による組織変更後の会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条に定める書類及び組織変更後の株式会社については同法第七十九条に定める書類、組織変更後の有限会社については同法第九十四条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 組織変更計画書
- 二 定款
- 三 出資農事組合法人の総会の議事録
- 四 第七十三条の四第一項の公告をしたことを証する書面
- 五 第七十三条の四第二項において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をもその者を害するおそれがないことを証する書面
- 六 組織変更時に組織変更前の出資農事組合法人に現に存する純資産額を証する書面
- 七 会社の取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役員及び代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面
- 八 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

第九十条（略）

第九十一条 登記した事項は、登記所において遅滞なくこれを公告しなければならない。

（新設）

法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「農業協同組合法第七十四条第二項各号又は第四項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの（同法）」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項本文（同法第七十三条第四項及び第七十三条の四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により清算人となつたもの（同法第七十二条の二において準用する会社法）」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「合併若しくは農業協同組合法第七十条第一項の規定による権利義務の承継（以下「承継」という。）による」と、「合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条 組合及び農事組合法人並びに中央会は、公告の方法として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

組合及び農事組合法人並びに中央会は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。ただし、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告

組合及び農事組合法人並びに中央会が前項第三号に掲げる方法とすることを旨とする場合には、電子公告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

組合及び農事組合法人並びに中央会が当該組合及び農事組合法人並びに中央会の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

- 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
- 二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

組合及び農事組合法人並びに中央会がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条第四項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「農業協同組

第九十二条 組合若しくは農事組合法人又は中央会の登記については、商業登記法第一条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第一項、第六十九条から第七十一条まで、第七十三条並びに第七百七条から第七百二十条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十四条第二項又は第四項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二百九条第一項の規定により会社を代表する清算人」とあるのは「農事組合法人については、農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第七十一条第一項本文の規定による清算人」と、中央会については「農業協同組合法第七十三条の四十八条第三項において準用する同法第七十一条第一項本文の規定による清算人（中央会を代表しない副会長又は理事で清算人となつた者を除く。）」と、同法第六十六条中「合併による」とあるのは「合併又は農業協同組合法第七十条第一項の規定による権利義務の承継（以下「承継」という。）による」と、「合併により」とあるのは「合併又は承継により」と、「合併した」とあるのは「合併又は承継をした」と、同法第六十九条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と、同法第七十条第二項中「合併」とあるのは「合併又は承継」と読み替えるものとする。

法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条の三第一項若しくは第二項若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第五十四条の三第四項若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として農林水産省令若しくは主務省令で定めるものをとらせず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二～四 (略)

第一百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十二条第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。)(に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

二～四 (略)

第一百条の四 次に掲げる場合には、出資農事組合法人の役員、株式会社の取締役若しくは執行役(民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役若しくは執行役の職務を代行する者又は会社法第三百四十六条第二項の規定若しくは同法第四百三条第三項において準用する同法第四百一条第三項の規定により選任された一時取締役若しくは執行役の職務を行うべき者を含む。)(は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十三条の三の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二 第七十三条の三第五項において準用する第四十九条第一項の規定又は第七十三条の三第一項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第七十三条の三第五項において準用する第四十九条第二項に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

第九十九条の三 (同上)

一 第五十四条の三第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二～四 (略)

第一百条の二 (同上)

(新設)

二～三 (略)

第一百条の四 次に掲げる場合には、出資農事組合法人の役員、株式会社の取締役若しくは執行役(商法第八十八条第四項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二又は同法第二百五十八条第二項(商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)(の職務代行者を含む。)(又は有限会社の取締役(有限会社法第十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二又は有限会社法第二十一条において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者を含む。)(は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十三条の三の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二 第七十三条の四第一項又は同条第二項において準用する商法第一百条第一項から第三項までに定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 七十三条の八第一項の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したと

四 第七十三條の十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第七十三條の十三第一項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

六 第八十一條又は第八十四條（第八十一條に係る部分に限る。）に定める登記を怠つたとき。

第百條の五 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十二條第五項において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第九十二條第五項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号又は第九百五十五條第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百一條 次の場合には、組合若しくは農事組合法人若しくは中央会の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～二の八（略）

二の九 第十一條の三十七第二項、第十一條の四十三第一項、第十一條の四十四第二項又は第四十八條の二第一項（第七十條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二の十（略）

二の十一 第十一條の三十八第一項の規定、第十六條第八項（第七十三條の四十三第三項において準用する場合を含む。）、第五十八條第七項若しくは第七十三條の四十四第五項において準用する会社法第三百十條第六項、第三百十一條第三項若しくは第三百十二條第四項の規定又は第二十七條の二第二項（第七十二條の二の二、第七十二條第一項及び第七十三條の三十七において準用する場合を含む。）、第二十九條の二第一項（第七十二條の二の二、第七十三條第二項及び第七十三條の三十七において準用する場合を含む。）、第三十五條第一項（第七十二條の二の二において準用する場合を含む。）、若しくは第二項、第三十六條第九項（第七十二條の二の二において準用する場合を含む。）、若しくは第十項、第四十六條の五第二項若しくは第三項（これらの規定を第五十八條第七項、第七十二條の二の二、第七十三條第二項、第七十三條の四十三第三項及び第七十三條の四十四第五項において準用する場合を含む。）、第四十九條第一項（第五十條の二第

き。

四 第七十三條の十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第七十三條の十三第一項の規定に違反して、書面を備え置かないとき。

六 第七十三條の十三第二項において準用する商法第四百八條ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

七 第八十一條に定める登記を怠つたとき。

（新設）

第百一條 次の場合には、組合若しくは農事組合法人若しくは中央会の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～二の八（略）

二の九 第十一條の三十七第二項、第十一條の四十三第一項、第十一條の四十四第二項又は第四十八條の二第一項の規定に違反して通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二の十（略）

二の十一 第十一條の三十八第一項、第三十五條第一項若しくは第二項（これらの規定を第七十二條の二の二、第七十三條第二項及び第七十三條の三十七において準用する場合を含む。）、若しくは第八項（第三十七條の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合及び第七十二條の二の二において準用する場合を含む。）、第三十七條の二第五項若しくは第八項又は第七十二條の十二の二第一項（第七十三條の三十七において準用する場合を含む。）、の規定に違反して書類を備えて置かず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四項、第五十条の四第四項、第六十五条第四項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十五条の第三第一項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の第二第二項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第七十二条の十二の第二第三項（第七十三条の三七七において準用する場合を含む。）、（の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二の十二 第十一條の三十八第二項の規定、第十六條第八項、第五十八條第七項若しくは第七十三條の四十四第五項において準用する会社法第三百十條第七項、第三百十一條第四項若しくは第三百十二條第五項の規定又は第二十七條の第二第三項（第七十二條の二の二、第七十三條第一項及び第七十三條の三七七において準用する場合を含む。）、第二十九條の第二第二項（第七十二條の二の二、第七十三條第二項及び第七十三條の三七七において準用する場合を含む。）、第三十五條第三項（第七十二條の二において準用する場合を含む。）、第三十六條第十一項（第七十二條の二の二において準用する場合を含む。）、第四十六條の五第四項（第五十八條第七項、七十二條の二の二、第七十三條第二項、第七十三條の四十三第三項及び第七十三條の四十四第五項において準用する場合を含む。）、第六十五條の三第二項（第七十條第二項及び第七十三條第四項において準用する場合を含む。）、第六十八條の二第三項（第七十條第二項及び第七十三條第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第七十二條の十二の二第四項（第七十三條の三七七において準用する場合を含む。）、（の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

二の十三 第十一條の四十三第一項、第十一條の四十四第一項、第七十二條の二の二において準用する会社法第四百九十九條第一項又は第七十三條第四項若しくは第七十三條の四十八第三項において準用する民法第七十九條第一項若しくは同法第八十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二の十四（略）

五 第二十二條第二項後段（第七十三條第一項並びに第七十三條の二十九第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第三十四條第八項、第三十八條第六項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき。

五の二（略）

五の五 第三十條の五第二項、第二項（第七十二條の二の二において準用する場合を含む。）、若しくは第三項（第七十二條の二の二及び第七十三條の三七七において準用する場合

を含む。）、又は第七十二條の十二第五項の規定に違反したとき。

二の十二 正当な理由がないのに第十一條の三十八第二項、第三十五條第四項（第七十二條の二の二、第七十三條第二項及び第七十三條の三七七において準用する場合を含む。）、第三十六條第九項（第三十七條の第二十二項の規定により読み替えて適用する場合及び第七十二條の二の二において準用する場合を含む。）、又は第七十二條の十二の第二第二項（第七十三條の三七七において準用する場合を含む。）、（の規定による閲覧又は謄写を拒んだとき。

二の十三 第十一條の四十三第一項、第十一條の四十四第一項、七十二條の二の二において準用する商法第二百四十四條第三項若しくは同法第四百二十一條第一項又は第七十三條第四項若しくは第七十三條の四十八第三項において準用する民法第七十九條第一項若しくは同法第八十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二の十四（略）

五 第二十二條第二項後段（第七十三條第一項並びに第七十三條の二十九第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第三十二條の二第六項、第三十八條第六項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき。

五の二（略）

五の五 第三十一條の二第二項、第二項（第七十二條の二の二において準用する場合を含む。）、若しくは第三項（第七十二條の二の二及び第七十三條の三七七において準用する場合を含む。）、又は第七十二條の十二第五項の規定に違反したとき。

六 第三十五条の五第二項(第三十七条の二第七項及び第七十二条の二の二において準用する場合を含む。)(の規定又は第三十五条の五第五項若しくは第七十二条の二の二において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

六の二 第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百四十二条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

七 第三十五条の六第五項の規定による開示を怠つたとき。

七の二 第三十六条第一項、第五十条の六第一項、第七十一条第一項(第七十三条第四項及び第七十二条の四十八第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第七十二条の二第一項の規定又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する会社法第五百七条第一項の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七の三 第三十七条の二第七項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

八 第四十三条の二、第四十三条の三第二項若しくは第四十三条の四第二項(これらの規定を第三十八条第五項、第七十二条の二の二及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。)(、第四十三条の四第三項(第七十二条の二の二において準用する場合を含む。)(、第四十八条の二第二項若しくは第四項(これらの規定を第七十条第二項において準用する場合を含む。)(又は第七十三条の三十九第一項の規定に違反したとき。

八の二 第四十六条の三(第五十八条第七項及び第七十二条の二の二において準用する場合を含む。)(の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

九 (略)

九の二 第五十条の二第七項(第五十条の四第五項において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

九の三 第五十条の三第二項又は第六十五条の二第三項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

六 第三十三条第五項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)(において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

(新設)

七 第三十七条の二第十項若しくは第三十九条第二項において準用する商法第二百七十四条第二項又は第三十九条第二項において準用する同法第二百七十五条の規定による調査を妨げたとき。

七の二 第三十七条の二第十項において準用する商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

七の三 第三十九条第三項若しくは第七十二条の二の二において準用する商法第二百六十六条第四項若しくは第二項、第四十七条若しくは第五十八条第七項において準用する同法第二百四十四条第一項若しくは第二項、第五十条の五において準用する同法第三十一条第一項、第七十二条第一項(第七十三条第四項及び第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。)(、第七十二条の二第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する同法第四百二十七条第一項の規定に違反して議事録、会計帳簿、財産目録、貸借対照表若しくは決算報告書を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第四十三条の二、第四十三条の三第二項若しくは第四十三条の四第一項(これらの規定を第三十八条第五項、第七十二条の二の二及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。)(、第四十三条の四第二項(第七十二条の二の二において準用する場合を含む。)(、第四十八条の二第二項若しくは第四項又は第七十三条の三十九第一項の規定に違反したとき。

八の二 第四十七条又は第五十八条第七項において準用する商法第二百三十七条ノ三第一項又は第二項の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

九 (略)

九の二 第五十条の二第八項(第五十条の四第五項において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

九の三 第五十条の三第三項において準用する商法第二百四十五条ノ五第一項又は第六十五条の二第三項において準用する同法第四百十三条ノ三第四項の規定に違反して公告若し

十・十一 (略)

十二 第七十二条の二において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第七十二条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十三 削除

十四 第七十二条の二において準用する会社法第五百二条の規定又は第七十二条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する同法第五百二条本文の規定に違反して組合若しくは農事組合法人又は中央会の財産を分配したとき。

十五 清算の終了を遅延させる目的で、第七十二条の二において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第七十二条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めるとき。

十六 第七十二条の二において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十七・十八 (略)

十九 この法律の規定による登記(第八十一条及び第八十四条(第八十一条に係る部分に限る。))に定める登記を除く。(を)することを怠つたとき。

二十 第九十二条第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

(略)

会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の五第五項又は第三十七条の二第七項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

第一百一条の二 第四十二条(第七十二条の二)において準用する場合を含む。()の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

くは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

十・十一 (略)

十二 第七十二条の二において準用する商法第二百四十四条第三項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十三 削除

十四 第七十二条の二において準用する商法第三百三十一条又は第七十二条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する同法第三百三十一条本文の規定に違反して組合若しくは農事組合法人又は中央会の財産を分配したとき。

十五 第七十二条の二において準用する商法第四百二十一条第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めるとき。

十六 第七十二条の二において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をし、又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十七・十八 (略)

十九 この法律の規定による登記(第八十一条に定める登記を除く。(を)怠り、又は不実の登記をしたとき。

(新設)

(略)

商法第四百九十八条第一項、商法特例法第二十九条の二第一項又は有限会社法第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第三十七条の二第十項又は第三十九条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

第一百一条の二 第四十二条の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

改正案

現行

第三十二条（略）

（略）

定款で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（第四十二条において準用する民法第五十六条の仮理事を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第三十二条（略）

（新設）

第四十二条 役員については、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第五十九条の規定を準用する。この場合において、民法第五十三条及び第五十五条中「総会」とあるのは、「総会又は総代会」と、同法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

第四十二条 役員には、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第五十九条並びに商法第二百五十八条第一項の規定を準用する。この場合において、民法第五十三条及び第五十五条中「総会」とあるのは、「総会又は総代会」と、同法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

第四十二条の二（略）

（略）

参事については、会社法（平成十七年法律第 号）第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定を準用する。

第四十二条の二（略）

（略）

参事については、商法第三十八条第一項及び第三項並びに第三十九条から第四十二条まで並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十一条から第五十三条までの規定を準用する。

第四十五条の二（略）

（略）

総代会には、総会に関する規定を、総代には、第三十一条第三項から第九項まで、第三十二条及び第四十一条の規定を準用する。

第四十五条の二（略）

（略）

総代会には、総会に関する規定を、総代には、第三十一条第三項から第九項まで、第三十二条及び第四十一条並びに商法第二百五十八条第一項の規定を準用する。

第五十八条 農業共済団体の解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項及び第三十六條から第四十條までの規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業災害補償法第五十四条」と読み替えるものとする。

第五十八条 農業共済団体の解散及び清算には、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百十六條、第三百十七條並びに第三百十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業災害補償法第五十四条」と読み替えるものとする。

農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所は、農業共済団体の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所は、農業共済団体の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

（新設）

前項に規定する行政庁は、農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五十九条 (略)

設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 事務所の所在場所
 - 三 (略)
- (略)

第六十二条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第六十二条の三 農業共済団体が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。

その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

第六十六条 農業共済団体の清算が結了したときは、第五十七条の承認の日から主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

第七十条の二 参事の登記の申請書には、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に申請する場合を除き、登記所において作成した農業共済団体の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

第七十六条 削除

第七十七条 農業共済団体の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九條、第八十二条、第八十三条並びに第百三十二条から第百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同法第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四

(新設)

第五十九条 (略)

設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。

- 一 (略)
 - 二 事務所
 - 三 (略)
- (略)

第六十二条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(新設)

第六十六条 農業共済団体の清算が結了したときは、清算結了の日から主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

(新設)

第七十六条 登記した事項は、登記所において遅滞なくこれを公告しなければならない。

第七十七条 農業共済団体の登記には、商業登記法第一条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条並びに第百七条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同法第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とある

十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「農業災害補償法第五十九条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において農業災害補償法第五十九条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「農業災害補償法第五十四条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百三条 組合等の共済事業には、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百四十条から第六百四十二条まで、第六百四十六条及び第六百六十二条の規定を準用する。

第百四十七条 次の場合には、農業共済団体の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一（略）

二 この法律による登記をすることを怠つたとき。

三 十（略）

十一 第五十八条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十二 第五十八条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

十三 第五十八条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十四 十八（略）

のは「農業災害補償法第五十九条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「農業災害補償法第五十四条本文の規定による」と読み替えるものとする。

第百三条 組合等の共済事業には、商法第六百四十条から第六百四十二条まで、第六百四十六条及び第六百六十二条の規定を準用する。

第百四十七条（同上）

一（略）

二 この法律による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 十（略）

十一 第五十八条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十二 第五十八条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

十三 第五十八条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十四 十八（略）

目次

- 第一章（略）
- 第二章 漁業協同組合
 - 第一節・第一節の二（略）
 - 第二節 組合員（第十八条 第三十一条の二）
 - 第三節 第五節（略）
 - 第三章 第六節の二（略）
 - 第七章 登記等（第一百一条 第二百一十一条）
 - 第七章の二 第九章（略）
- 附則

- （事業の種類）
- 第十一条（略）
- 2 5（略）
- （削る）

- 61 71（略）
- 81 組合は、第六項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。
- 一 四（略）

目次

- 第一章（略）
- 第二章（同上）
 - 第一節・第一節の二（略）
 - 第二節 組合員（第十八条 第三十一条）
 - 第三節 第五節（略）
 - 第三章 第六節の二（略）
 - 第七章 登記（第一百一条 第二百一十一条）
 - 第七章の二 第九章（略）
- 附則

- （事業の種類）
- 第十一条（略）
- 2 5（略）

- 61 組合は、第三項第八号の事業を行う場合には、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六十八条第一項第八号ただし書、第七十条第二項、第七十五条第二項第十号、同条第四項（同法第二百一十一条第三項及び第二百八十条ノ十四において準用する場合を含む。）、第七百七十八条（同法第二百一十一条第三項、第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条（同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第三項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号ただし書及び第十二条第二項（同法第二十三條ノ二及び第五十七條において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及び第九十六条第二号（同法第八十二条第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、銀行とみなす。
- 71 81（略）
- 91 組合は、第七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。
- 一 四（略）

(資源管理規程)

第十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。第百一条第二項第九号を除き、以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該資源管理規程についての同意を当該電磁的方法により得ることができ。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

5~8 (略)

(信用事業規程)

第十一条の四 (略)

2 前項の信用事業規程には、信用事業(第十一条第一項第三号及び第四号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第三項から第五項までの事業をいう。第十一条の六第一項、第十一条の六の三、第十一条の七第二項、第十一条の十、第十七条の二第一項、第十七条の三第一項、第三十四条第三項、第五十条第三号の二、第五十四条の二第一項、第二項、第四項及び第七項、第五十八条の三第一項及び第四項、第二百二十二条第二項、第二百二十三條の二第一項及び第四項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項、第二百二十七条の二第一号、第二百二十七条の三第五号並びに第三百三十条第一項第二十九号において同じ。)の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

3~5 (略)

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度)

第十一条の五 組合は、第十一条第八項の規定により貸付けを行う場合において、一事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けについてその総額が当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員に対する貸付けの総額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えることとなるときは、毎事業年度、当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について、行政庁の認可を受けなければならない。

(経営の健全性の確保)

第十一条の六 (略)

2 前項に規定する「子会社」とは、組合がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権)(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議

(資源管理規程)

第十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該資源管理規程についての同意を当該電磁的方法により得ることができ。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

5~8 (略)

(信用事業規程)

第十一条の四 (略)

2 前項の信用事業規程には、信用事業(第十一条第一項第三号及び第四号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第三項から第五項までの事業をいう。第十一条の六第一項、第十一条の六の三、第十一条の七第二項、第十一条の十、第十七条の二第一項、第十七条の三第一項、第三十四条第三項、第五十条第三号の二、第五十四条の二第一項、第二項、第四項及び第七項、第五十八条の三第一項及び第四項、第二百二十二条第二項、第二百二十三條の二第一項及び第四項、第二百二十七条第一項、第二百二十七条の二第一号、第二百二十七条の三第五号並びに第三百三十条第一項第二十九号において同じ。)の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3~5 (略)

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度)

第十一条の五 組合は、第十一条第九項の規定により貸付けを行う場合において、一事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けについてその総額が当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員に対する貸付けの総額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えることとなるときは、毎事業年度、当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について、行政庁の認可を受けなければならない。

(経営の健全性の確保)

第十一条の六 (略)

2 前項に規定する「子会社」とは、組合がその総株主等の議決権(総株主又は総社員の議決権)(商法第二百一十一条第二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条

決議権を行使することができない株式)についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第
号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式)についての議
決権を含む。以下この条、第十七条の三、第八十七條の三、第八十七條の四及び第二百二
条において同じ。)をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をい
う。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しく
は二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は
、当該組合の子会社とみなす。

3 (略)

(信用事業に係る禁止行為)

第十一条の六の三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、信用事業に関し、次に掲げる
行為をしてはならない。

一・二 (略)

三 利用者に対し、当該組合又は当該組合の特定関係者(当該組合の子会社(第十一条の六
第二項に規定する子会社をいう。第十一条の八第二項、第十七条の二、第十七条の三、第
三十四條第十一項、第三十九條第五項及び第五十八條の二第二項において同じ。)、当該
組合を所屬組合(第二百一十一條の二第三項に規定する所屬組合をいう。))とする特定信用
事業代理業者(同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。))その他の当該組合と政令
で定める特殊の関係のある者をいう。第十一条の九において同じ。))その他当該組合と主
務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信
用を供与し、又は信用の供与を約する行為(利用者の保護に欠けるおそれがないものとし
て主務省令で定めるものを除く。)

四 (略)

(倉荷証券の発行)

第十二条 (略)

2 (略)

3 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百二十七條第二項及び第六百二十八條の規定は
、第一項の倉荷証券にこれを準用する。

4 (略)

(議決権及び選挙権)

第二十一条 (略)

2 組合員は、定款で定めるところにより、第四十七條の六第一項又は第二項(これらの規定
を第四十三條第二項において準用する場合を含む。))の規定によりあらかじめ通知のあつた

第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以
下この条、第十七条の三、第八十七條の三、第八十七條の四及び第二百二十二條において同じ
。)をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合にお
いて、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会
社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子
会社とみなす。

3 (略)

(信用事業に係る禁止行為)

第十一条の六の三 (同上)

一・二 (略)

三 利用者に対し、当該組合又は当該組合の特定関係者(当該組合の子会社(第十一条の六
第二項に規定する子会社をいう。第十一条の八第二項、第十七条の二、第十七条の三、第
三十四條第十一項及び第五十八條の二第二項において同じ。))、当該組合を所屬組合(第
百二十一條の二第三項に規定する所屬組合をいう。))とする特定信用事業代理業者(同項
に規定する特定信用事業代理業者をいう。))その他の当該組合と政令で定める特殊の関係
のある者をいう。第十一条の九において同じ。))その他当該組合と主務省令で定める密接
な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信
用の供与を約する行為(利用者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める
ものを除く。)

四 (略)

(倉荷証券の発行)

第十二条 (略)

2 (略)

3 商法第六百二十七條第二項及び第六百二十八條の規定は、第一項の倉荷証券にこれを準用
する。

4 (略)

(議決権及び選挙権)

第二十一条 (略)

2 組合員は、定款で定めるところにより、第四十七條の五第三項(第四十三條第二項におい
て準用する場合を含む。))の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理

事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権（以下「議決権等」という。）を行うことができる。この場合には、その組合員と世帯を同じくする者、その組合員の使用人又は他の組合員（准組合員を除く。）でなければ、代理人となることができない。

- 3 (略)
- 4 前二項の規定により議決権等を行う者は、これを出席者とみなす。
- 5 (略)
- 6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

7) 会社法第三百十條（第一項及び第五項を除く。）の規定は代理人による議決権等の行使について、同法第三百十一條（第二項を除く。）の規定は書面による議決権等の行使について、同法第三百十二條（第三項を除く。）の規定は電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百十條第二項中「前項」とあるのは、「水産業協同組合法第二十一條第一項」と、同法第三項中「第一項」とあるのは、「水産業協同組合法第二十一條第六項」と、同法第四項中「第二百九十九條第三項」とあるのは、「水産業協同組合法第四十七條の六第二項」と、同法第七項第二号並びに同法第三百十一條第一項並びに第三百十二條第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは、「農林水産省令」と、同法第一項中「第二百九十九條第三項」とあるのは、「水産業協同組合法第四十七條の六第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合員名簿の備付け及び閲覧等)

第三十一條の二 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日及び組合員たる資格の別
- 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
- 四 払込済出資額（回転出資金に係る額を除く。以下同じ。）及びその払込みの年月日
- 2) 理事は、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 3) 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 組合員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される

人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。この場合には、その組合員と世帯を同じくする者、その組合員の使用人又は他の組合員（准組合員を除く。）でなければ、代理人となることができない。

- 3 (略)
- 4 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 5 (略)
- 6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(新設)

(新設)

ものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)(をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(定款に記載し、又は記録すべき事項)

第三十二条 組合の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合であつて、第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わない組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を、その他の非出資組合の定款には、第六号の事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

一(十一) (略)

十二 公告の方法(組合が公告)(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)(をする方法をいう。以下同じ。)

2 組合の定款には前項の事項のほか、組合の存立時期を定めるときはその時期を、現物出資をする者を定めるときはその者の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載し、又は記録しなければならない。

3 (略)

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十三条の二 理事は、定款等(定款、規約、信用事業規程及び共済規程をいう。以下同じ。)(を各事務所に備えて置かなければならない。規則等(漁業法第八条第一項の漁業権行使規則(以下単に「漁業権行使規則」という。)(、同項の入漁権行使規則(以下単に「入漁権行使規則」という。)(及び同法第二百二十九条第一項の遊漁規則(以下単に「遊漁規則」という。)(並びに資源管理規程並びに沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)(第八条第二項の育成水面の区域(以下単に「育成水面」という。)(及び同項の育成水面利用規則(以下単に「育成水面利用規則」という。)(をいう。以下この条において同じ。)(を定めるときも、同様とする。

2) 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等又は規則等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款等又は規則等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することを請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(定款に記載すべき事項)

第三十二条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。ただし、非出資組合であつて、第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わない組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を、その他の非出資組合の定款には、第六号の事項を記載しなくてもよい。

一(十一) (略)

十二 公告の方法

2 組合の定款には前項の事項のほか、組合の存立時期を定めるときはその時期を、現物出資をする者を定めるときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならない。

3 (略)

(新設)

3| 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定め
た費用を支払わなければならない。

4| 定款等又は規則等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる
事務所を除く。）における第一項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とする
ための措置として農林水産省令で定めるものをつとめる組合についての第一項の規定の適
用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

(役員)

第三十四条 組合は、役員として理事及び監事を置かなければならない。

2| 10 (略)

11 第十一条第一項第四号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）に
あつては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員
若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又は
その子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）
、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

12 (略)

(経営管理委員)

第三十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の組合の理事は、前条第四項及び第九項の規定にかかわらず、第三十八条第一項の経
営管理委員会が選任する。

5 (略)

(組合と役員との関係)

第三十四条の三 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員の資格)

第三十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、

又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第
二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十
六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十

(役員)

第三十四条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2| 10 (略)

11 第十一条第一項第四号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）に
あつては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員
若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又は
その子会社の取締役、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

12 (略)

(経営管理委員)

第三十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の組合の理事は、前条第四項及び第九項の規定にかかわらず、経営管理委員会が選任
する。

5 (略)

(新設)

(新設)

二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2| 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、第十一条第一項第四号の事業を行う組合の役員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 証券取引法第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

（役員等の兼職又は兼業の制限）

第三十四条の五 第十一条第一項第四号の事業を行う組合を代表する理事（第三十四条の二第三項の組合を代表する理事を除く。）並びに当該組合の常務に従事する役員（第三十四条の二第三項の組合の理事及び経営管理委員を除く。）及び参事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

2| 行政庁は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該組合の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3| 第三十四条の二第三項の組合の理事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

4| 経営管理委員は、理事、監事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

5| 監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

（役員任期）

第三十五条 役員任期は、三年以内において定款で定める。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

2| 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、一年以内の期間で創立総会において定める。ただし、創立総会の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

3| 合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において

（新設）

第三十五条 役員任期は、三年以内において定款で定める。

2| 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会（合併による設立の場合には設立委員）において定める期間とする。ただし、その期間は一年をこえてはならない。

「とあるのは」「設立委員が」と、同項ただし書中「創立総会の議決によりて、その」とあるのは」「設立委員が当該役員」とする。

(削る)

(理事会の職務等)

- 2| 第三十六条 組合は、理事会を置かなければならない。
- 3| 理事会は、すべての理事で組織する。
- 4| 理事会は、組合の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。
- 4| 第三十四条の二第三項の組合の理事会が組合の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するに当たっては、第三十八条第一項の経営管理委員会が決定するところに従わなければならない。

(削る)

(役員等の兼職又は兼業の制限)

- 3| 第三十五条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合を代表する理事(第三十四条の二第三項の組合を代表する理事を除く。)(並びに当該組合の常務に従事する役員)(第三十四条の二第三項の組合の理事及び経営管理委員を除く。)(及び参事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。)
- 2| 行政庁は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該組合の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。
- 3| 第三十四条の二第三項の組合の理事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。
- 4| 経営管理委員は、理事、監事又は組合の使用人を兼ねてはならない。
- 5| 監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

(理事会の職務)

第三十六条 理事会は、(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会が決定するところ)に従い、(組合の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

(経営管理委員会の職務)

- 2| 第三十六条の二 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する。
- 2| 経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。
- 3| 理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。
- 4| 商法第二百五十九条ノ二の規定は、前項の規定による招集について準用する。
- 5| 経営管理委員会は、理事が次条第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。
- 6| 経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任

(理事会の議決等)

第三十七条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行つてはならない。

2 前項の議決については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

5 理事会の議決に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとなめないものは、その議決に賛成したものと推定する。

6 会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(経営管理委員会の職務等)

第三十八条 第三十四条の二第三項の組合は、経営管理委員会を置かなければならない。

2 経営管理委員会は、すべての経営管理委員で組織する。

3 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する。

4 経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

5 理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。

6 会社法第三百六十八条第一項の規定は、前項の規定による招集について準用する。

7 経営管理委員会は、理事が第三十九条の二第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

8 経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

9 第七項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7 第五項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

(理事の忠実義務)

第三十七条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程並びに総会及び経営管理委員会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

4 理事が第四十条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

5 商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)、から第九項まで、第十項前段及び第十七項の規定は、第二項の理事の責任について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは、「水産業協同組合法第三十七条第一項二規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と、第三百四十三条「とあるのは、「同法第五十条」と、同条第八項及び第九項前段中、「取締役」とあるのは、「理事(水産業協同組合法第三十四条の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員)」と読み替えるものとする。

(理事と組合との契約)

第三十八条 理事は、理事会(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会)の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、適用しない。

10 前条の規定は、経営管理委員会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会の議事録の備付け及び閲覧等)

第三十九条 理事は、理事会(第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会、以下この項及び次項において同じ。)(の日から十年間、理事会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、理事会の日から五年間、前項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第一号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをもつてしているときは、この限りでない。

3 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 組合の債権者は、役員を追究するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事に対し第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

5 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより組合又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)(、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(、第八百七十二条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事及び経営管理委員の忠実義務等)

第三十九条の二 理事(第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。)(は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会(同条第三項の組合にあつては、総会及び経営管理委員会)(の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会)(の承認を受けた場合限り、組合と契約することができる。この場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)(第八百八条の規定は、適用しない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十九条 理事は、定款、規約、信用事業規程及び共済規程並びに漁業法第八条第一項の漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則(以下単に「漁業権行使規則」又は「入漁権行使規則」といふ。)(若しくは同法第二百二十九条第一項の遊漁規則(以下単に「遊漁規則」といふ。)(、資源管理規程又は沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)(第八条第二項の育成水面の区域若しくは育成水面利用規則(以下単に「育成水面」又は「育成水面利用規則」といふ。)(を定めるときはこれらの規則等を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、総会、理事会及び経営管理委員会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には第三号及び第四号の事項を記載しなくてもよい。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日及び組合員たる資格の別

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済出資額(回転出資金に係る額を除く。以下同じ。)(及びその払込みの年月日

4 組合員及び組合の債権者は、いつでも、理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(新設)

(代表理事)

第三十九条の三 組合は、理事会(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会)の議決により、理事の中から組合を代表する理事(以下「代表理事」という。)を定めなければならない。

2] 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事及び経営管理委員に関する会社法及び民法の準用)

第三十九条の四 会社法第三百五十七条第一項及び第三百六十一条の規定は理事及び経営管理委員について、同法第三百六十条第一項の規定は理事について準用する。この場合において、「同項中」著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第二項中「取締役」とあるのは「理事(水産業協同組合法第二十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2] 民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第三十九条の三第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監事)

第三十九条の五 監事は、理事(第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。)の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、農林水産省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2] 監事は、いつでも、理事及び参事その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3] 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会(第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会)に報告しなければならない。

4] 第三十四条の二第三項の組合の監事は、経営管理委員が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営管理委員会に報告しなければならない。

5] 第三十九条の二第一項並びに会社法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条第三項及び第四項、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定は、監事について準用する。この場合において、同法第三百四十三条第一項及び第二項中「取締役」とあるのは「理

(新設)

(新設)

(新設)

事（水産業協同組合法第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員）」と、同法第三百四十五条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第一項第一号」と、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子法人等（水産業協同組合法第一百一十二条第二項に規定する子法人等をいう。）」と、同法第三百八十三条第一項本文中「取締役会」とあるのは「理事会（水産業協同組合法第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事（水産業協同組合法第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事又は経営管理委員）」と、同項及び同条第三項中「取締役会」とあるのは「理事会（水産業協同組合法第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会又は経営管理委員会）」と、同法第三百八十四条中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第三百八十五条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「水産業協同組合法第三十九条の三第二項」と、「取締役」とあるのは「理事若しくは経営管理委員」と、同条第一項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「水産業協同組合法第三十九条の三第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員の場合に対する損害賠償責任等）

第三十九条の六 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負ふ。

2| 前項の責任の原因となつた行為が理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会又は経営管理委員会）の議決に基づき行われたときは、その議決に賛成した理事（同条第三項の組合にあつては、理事又は経営管理委員）は、その行為をしたものとみなす。

3| 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

4| 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額を限度として、総会の議決によつて免除することができる。

一 賠償の責任を負つ額

二 当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として農林水産省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 代表理事 六

ロ 代表理事以外の理事又は経営管理委員 四

ハ 監事 二

（新設）

5| 前項の場合には、理事(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員)は、前項の總會において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

6| 理事(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員)は、第一項の責任の免除(理事及び経営管理委員の責任の免除に限る。)に関する議案を總會に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

7| 第四項の議決があつた場合において、組合が当該議決後に同項の役員に対し退職慰労金その他の農林水産省令で定める財産上の利益を与へるときは、總會の承認を受けなければならない。

8| 役員がその職務を行うつていて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ。

9| 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 次条第一項又は第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

10| 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負つときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等)

第四十条 理事は、農林水産省令で定めるところにより、組合の成立の日における貸借対照表(非出資組合であつて第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わないものにあつては、財産目録)を作成しなければならない。

2| 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資組合であつて第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わないものにあつては、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3| 前二項の規定により作成すべきものは、電磁的記録をもつて作成することができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第四十条 理事は、事業年度ごとに、非出資組合であつて第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わないものにあつては、事業報告書及び財産目録を、その他の組合にあつては、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならない。

2| 前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

3| 理事は、通常總會の日の七週間前までに、第一項の書類(附属明細書を除く。)を監事に提出しなければならない。

4| 理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第一項の附属明細書を監事に提出しなければならない。

- 4 理事は、第一項及び第二項の規定により作成したもの（事業報告及びその附属明細書を除く。第十三項において同じ。）を作成の日から十年間保存しなければならない。
- 5 第二項の規定により作成したものについては、農林水産省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。
- 6 前項の規定により監事の監査（第四十一条の二第一項に規定する特定組合にあつては、監事の監査及び同項の全国連合会の監査）を受けたものについては、理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）の承認を受けなければならない。
- 7 理事（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員）は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し前項の承認を受けたもの（監事の監査報告（第四十一条の二第一項に規定する特定組合にあつては、監事の監査報告及び同項の全国連合会の監査報告）を含む。以下この条において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。
- 8 理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。
- 9 理事は、決算関係書類を、通常総会の日の二週間前の日から五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 10 理事は、決算関係書類の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることができるため、能とするための措置として農林水産省令で定めるときは、この限りでない。
- 11 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - 一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 12 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定められた費用を支払わなければならない。
- 13 会社法第四百四十三条の規定は、第一項及び第二項の規定により作成したものについて準用する。

（事業別損益を明らかにした書面の作成等）

- 5 監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。
- 6 前項の監査報告書については、商法第二百八十一条ノ三第二項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「記載若八記録スベキ」とあるのは、「記載スベキ」と、「ノ記載若八記録」とあるのは、「ノ記載」と、同項第九号中「第二百八十一条第一項」とあるのは、「水産業協同組合法第四十条第一項」と、「記載若八記録」とあるのは、「記載」と、同項第十号中「取締役」とあるのは、「理事及経営管理委員」と、同項第十一号中「子会社」とあるのは、「子会社（水産業協同組合法第十一条の六第二項二規定スル子会社ヲ謂フ）」と読み替へるものとする。
- 7 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出しなければならない。
- 8 理事は、通常総会の日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所、その謄本を三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。
- 9 組合員及び組合の債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んで서는ならない。
- 10 第一項の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載事項及び記載方法は、農林水産省令で定める。

（事業別損益を明らかにした書類の作成等）

第四十一条 第十一条第一項第四号の事業を行う組合の理事は、事業年度ごとに、前条第二項の規定により作成すべきもののほか、主務省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、又は提供しなければならぬ。

2 前項の規定により通常総会に提出し、又は提供する書面又は電磁的記録については、あらかじめ、理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）の承認を受けなければならない。

（特定組合の監査）

第四十一条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条及び次条において「特定組合」という。）は、第四十条第一項の規定により作成したものについて、監事の監査のほか、主務省令で定めるところにより、第八十七条第七項に規定する全国連合会（以下この条及び次条において単に「全国連合会」という。）の監査を受けなければならない。この場合において、監査を行う全国連合会は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 特定組合の監事は、全国連合会に対して、その監査報告につき説明を求めることができる。

3 全国連合会は、第一項の監査について任務を怠つたときは、特定組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負つ。

4 全国連合会が第一項の監査に関する職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、全国連合会は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ。

5 全国連合会が、監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該全国連合会が当該記載又は記録をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

6 全国連合会が特定組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、特定組合の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

7 第三十九条の五第二項並びに会社法第三百八十一条第三項及び第四項、第三百九十七条第一項及び第二項、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第七編第二章第一節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第一号及び第五項、第八百五十条第四項並びに第八百五十一条を除く。）の規定は第一項の全国連合会について、同法第四百三十九条の規定は特定組合について準用する。この場合において、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子法人等」（水産業協同組合法第二百二十二条第二項に規定する子法人等を含む。）、「と」と、同法第三百九十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第三百九十八条第一項中「第三百九十六条第一項に規定する書類」とあるのは「水産業協同組合法第四十条第二項の規定により作成したもの」と、同法第四百三十九条中「第

第四十一条 第十一条第一項第四号の事業を行う組合の理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、主務省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。

2 前項の規定により通常総会に提出する書類については、あらかじめ、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならない。

（特定組合の監査）

第四十一条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条において「特定組合」という。）は、第四十条第一項の書類について、監事の監査のほか、第八十七条第八項に規定する全国連合会（以下この条において単に「全国連合会」という。）の監査を受けなければならない。

2 特定組合の理事は、通常総会の日の八週間前までに、第四十条第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事及び全国連合会に提出しなければならない。

3 特定組合の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第四十条第一項の附属明細書を監事及び全国連合会に提出しなければならない。

4 全国連合会は、第一項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を特定組合の理事及び理事に提出しなければならない。

5 前項の監査報告書には、第四十条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項を記載しなければならない。

6 特定組合の監事は、全国連合会に対して、第四項の監査報告書につき説明を求めることができる。

7 特定組合の監事は、第四項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その謄本を全国連合会に送付しなければならない。

四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類」とあるのは、「水産業協同組合法第四十条第六項の承認を受けた貸借対照表、損益計算書その他漁業協同組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの」と、「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、「前条第二項」とあるのは、「同法第四十八条第一項」と、「同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(削る)
(削る)

8| 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 全国連合会の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 第四十条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一条ノ三第二項第八号、第十号及び第十二号に掲げる事項

9| 第四項及び第七項の監査報告書の記載方法は、主務省令で定める。

10| 第一項の全国連合会については、商法第二百七十四条第二項及び第二百七十四条ノ三並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下この条及び第百三十条において「商法特例法」という。）第八条から第十一条まで及び第七十七条の規定を、特定組合の理事については、商法特例法第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、商法第二百七十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第十条の六第二項二規定スル子会社ヲ謂フ）」と、商法特例法第八条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、「監査役会」とあるのは「監事」と、商法特例法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の二第四項」と、商法特例法第十一条中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、商法特例法第十六条第一項中「第十三条第二項の規定による」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の二第五項において準用する」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十八条第一項」と、「同法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げるもの」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七条第一項中「第二条第一項に掲げるもの」とあるのは「水産業協同組合法第四十条第一項の書類」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

11| 特定組合については、第四十条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

12| 特定組合に対する第四十条第七項から第九項までの規定の適用については、同条第七項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び全国連合会の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び全国連合会の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第四十一条の二第十二項の規定により読み替えて適用

(削る)
(削る)

第四十一条の三 特定組合以外の組合は、定款で定めるところにより、第四十条第二項の規定により作成したものについて全国連合会の監査を受けることができる。この場合においては、当該組合を特定組合とみなして、同条第六項及び第七項並びに前条の規定を適用する。

(役員改選又は解任の請求)

第四十二条 組合員(准組合員を除く。)(は、総組合員(准組合員を除く。)(の五分の一)これを下回る割合を定款で定められた場合にあっては、その割合。次項において同じ。)(以上の連署をもつて、その代表者から役員(第三十四条の二第三項の組合にあっては、理事を除く。)(の改選を請求することができる。

27 (略)

8 第四十七条の三第二項及び第四十七条の四第二項の規定は、第五項の場合について準用する。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第四十二条の二 定款で定められた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次条第一項の一時理事の職務を行うべき者を含む。)(が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合は定款で定められた代表理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

(行政庁による一時理事若しくは代表理事の職務を行うべき者の選任又は総会の招集)

第四十三条 役員職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時理事の職務を行うべき者を選任し、又は役員(第三十四条の二第三項の組合にあっては、理事を除く。以下この項において同じ。)(を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙させ若しくは選任させることができる。

2 第四十七条の六及び第四十七条の七の規定は、前項の総会の招集について準用する。

3 代表理事の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

(役員等の責任を追及する訴えに関する会社法の準用)

第四十四条 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(の規定は、役員等の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とある

する前項」とする。

(新設)

(役員改選又は解任の請求)

第四十二条 組合員(准組合員を除く。)(は、総組合員(准組合員を除く。)(の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員(第三十四条の二第三項の組合にあっては、理事を除く。)(の改選を請求することができる。

27 (略)

8 第四十七条の三第二項及び第四十七条の四第一項の規定は、第五項の場合について準用する。

(新設)

(行政庁による仮理事の選任又は総会の招集)

第四十三条 役員職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員(第三十四条の二第三項の組合にあっては、理事を除く。以下この項において同じ。)(を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙させ若しくは選任させることができる。

2 第四十七条の五の規定は、前項の総会の招集について準用する。

(新設)

(役員等に関する商法等の準用)

第四十四条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三の規定は理事、経営管理

るのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第一項及び第四百六十五条第一項」とあるのは、「水産業協同組合法第三十九条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

委員及び監事について、同法第二百六十八条第八項及び第二百六十九条の規定は理事及び経営管理委員について準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」と、同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるのは「理事（水産業協同組合法第三十四条の二第三項ノ組合ニ在リテ八経営管理委員）」と読み替えるものとする。

2) 民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条及び第二百七十二條の規定は理事について、第三十七条第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十八條の規定は経営管理委員について、第三十七条並びに同法第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二までの規定は監事について準用する。この場合において、第三十七条第四項中「第四十条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第五項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）」から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは、経営管理委員について準用する場合には「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）」から第九項まで及び第十項前段、「監事について準用する場合には、商法第二百六十六条第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項（第三号を除く。）」、同条第八項及び第十項前段」と、民法第五十五条中「總會」とあるのは「總會若しくは経営管理委員会」と、商法第二百六十一条第一項中「取締役会」とあるのは「理事会（水産業協同組合法第三十四条の二第三項ノ組合ニ在リテ八経営管理委員会）」と、同条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項並ニ水産業協同組合法第四十三条第一項」と、同法第二百七十四条第一項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ二中「取締役」とあるのは「理事又八経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（水産業協同組合法第三十一条の六第二項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と、同法第二百七十五条中「取締役」とあるのは「理事又八経営管理委員」と、同法第二百七十五条ノ二中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは「理事若八経営管理委員」と、「第二百六十七条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十四条第一項ニ於テ理事又八経営管理委員ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と、「受ケ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四十二条第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは「受ケ」と、「第二百六十八条第六項」とあるのは「同法第四十四条第一項ニ於テ理事又八経営管理委員ニ付テ準用スル第二百六十八条第六項」と、同法第二百七十八条中「取締役」とあるのは「理事又八経営管理委員」と読み替えるものとする。

3) 商法第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項から第三項までの規定は、理事会及び経営管理委員会について準用する。この場合において、同法第二百六十

条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十条ノ三第二項中「取締役」とあるのは経営管理委員会について準用する場合には「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。

(参事及び会計主任)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条の規定は、参事について準用する。

第四十六条 組合員(准組合員を除く。)(は、総組合員(准組合員を除く。)(の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2~4 (略)

第四十七条の三 (略)

2 組合員(准組合員を除く。)(が総組合員(准組合員を除く。)(の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員。第四項において同じ。)(に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会(同条第三項の組合にあつては、経営管理委員会)は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

3・4 (略)

第四十七条の四 (新設)

1 理事(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員。以下この項において同じ。)(の職務を行う者がなく、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

2 (略)

(新設)

第四十七条の五

理事(理事以外の者が総会を招集する場合にあつては、その者。次条において「総会招集者」といふ。)(は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(参事及び会計主任)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 会社法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定は、参事について準用する。

第四十六条 組合員(准組合員を除く。)(は、総組合員(准組合員を除く。)(の十分の一(これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2~4 (略)

第四十七条の三 (略)

2 組合員(准組合員を除く。)(が総組合員(准組合員を除く。)(の五分の一(これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員。第四項において同じ。)(に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会(同条第三項の組合にあつては、経営管理委員会)は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

3・4 (略)

第四十七条の四 総会は、理事(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員。次項において同じ。)(が招集する。

2 理事の職務を行う者がなく、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

3 (略)

(総会の招集の決定)

第四十七条の五 理事(理事以外の者が総会を招集する場合にあつては、その者。次条において「総会招集者」といふ。)(は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

2| 前項各号に掲げる事項の決定は、前条第二項(第四十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定により監事が総会を招集するときを除き、理事会(経営管理委員が総会を招集するときは、経営管理委員会)の議決によらなければならない。

(総会の招集の通知等)

第四十七条の六 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の日の一週間前までに、組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

2| 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3| 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4| 総会においては、第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知した前条第一項第二号に掲げる事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

5| 会社法第三百一条及び第三百二条の規定は、第一項及び第二項の通知について準用する。この場合において、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「書面をもつて議決権又は選挙権を行うことが定款で定められている場合」と、第二百九十九条第一項「とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第一項」と、「法務省令」とあるのは「議決権又は選挙権の」と、「議決権を」とあるのは「議決権又は選挙権を」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第二項」と、同法第三百二条第一項中「第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「議決権を電磁的方法により行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第一項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第一項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第二項」と、同条第三項及び第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第二項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合員に対する通知)

第四十七条の七 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その

(新設)

(組合員に対する通知)

第四十七条の五 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあて

場所又は連絡先) にあてればよい。

2 (略)

3 前二項の規定は、前条第一項の通知に際して組合員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到着したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」読み替えるものとする。

(総会の議決事項)

第四十八条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 五 (略)

六 財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告

七 十二 (略)

2 5 (略)

(特別決議事項)

第五十条 次の事項は、総組合員(准組合員を除く。)(の半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上が出席し、その議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の多数による議決を必要とする。

一 五 (略)

六 第三十九条の六第四項の規定による責任の免除

(役員の説明義務)

第五十条の二 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(延期又は続行の議決)

第五十条の三 総会においてその延期又は続行について議決があつた場合には、第四十七条の五及び第四十七条の六の規定は、適用しない。

(総会の議事録の備付け及び閲覧等)

ればよい。

2 (略)

3 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(総会の議決事項)

第四十八条 (同上)

一 五 (略)

六 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

七 十二 (略)

2 5 (略)

(特別決議事項)

第五十条 次の事項は、総組合員(准組合員を除く。)(の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第五十条の四 総会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなくてはならない。

2 理事は、総会の日から十年間、前項の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 理事は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しを従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第一号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

4 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する会社法の準用)

第五十一条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定は、総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項)とあるのは「水産業協同組合法第四十二条の二(同法第七十七条)と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(総会の部会)
第五十一条の二 (略)
2 5 (略)

6 次の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数(これを上回る割合を定款で定められた場合にあつては、その割合)以上が出席し、その議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の多数による議決を必要とする。

(新設)

(総会に関する民法及び商法の準用)

第五十一条 民法第六十四条並びに商法第二百三十一条、第二百三十七条ノ三第一項及び第二項、第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第三項」と、商法第二百三十一条中「取締役会」とあるのは「理事会(水産業協同組合法第三十四条の二第二項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員会)」と、同法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項、第二百四十七条第一項並びに第二百四十九条第一項(同法第二百五十二条において準用する場合を含む。)(中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百四十三条中「第二百三十一条」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第三項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「及出席シタル取締役」とあるのは「並ニ出席シタル理事及経営管理委員」と読み替えるものとする。

(総会の部会)
第五十一条の二 (略)
2 5 (略)

6 次の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一・二 (略)

7 第二十一条、第四十七条の三から第四十七条の六まで、第五十条の二から前条まで、前条並びに第二百五条第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。この場合において、第二十一条第一項中、「議決権並びに役員及び総代の選挙権」とあるのは、「議決権」と、同条第二項中、「第四十七条の六第一項又は第二項(これらの規定を第四十三条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「第五十一条の二第七項において準用する第四十七条の六第一項又は第二項」と、「議決権又は選挙権(以下、「議決権等」という。)」とあるのは、「議決権」と、同条第四項及び第七項中、「議決権等」とあるのは、「議決権」と、第四十七条の三第二項中、「組合員(准組合員を除く。)」が総組合員(准組合員を除く。)」とあるのは、「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、第二百二十五条第一項中、「組合員(第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第九十条の三第三号若しくは第四号の規定による組合員を除く。)」が総組合員(第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第九十条の三第三号若しくは第四号の規定による組合員を除く。)」とあるのは、「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、「方法又は選挙」とあるのは、「方法」と、「議決又は選挙若しくは当選決定」とあり、及び「議決又は選挙若しくは当選」とあるのは、「議決」と、「決議又は選挙若しくは当選」とあるのは、「議決」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(出資一口の金額の減少)

第五十三条 (略)

- 2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。
 - 一 出資一口の金額の減少の内容
 - 二 前項の財産目録及び貸借対照表に関する事項として農林水産省令で定めるもの
 - 三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 3 前項の規定にかかわらず、出資組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二百一十一条第二項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第五十四条 債権者が前条第二項第三号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 (略)

3 会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)(及び第二項(第五号に係る部

一・二 (略)

7 第二十一条、第三十九条第二項及び第四項、第四十七条の三、第四十七条の四、第四十七条の五第三項、前条並びに第二百五条第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。この場合において、第二十一条第一項中、「議決権並びに役員及び総代の選挙権」とあるのは、「議決権」と、同条第二項中、「第四十七条の五第三項(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「第五十一条の二第七項において準用する第四十七条の五第三項」と、同項及び同条第四項中、「議決権又は選挙権」とあるのは、「議決権」と、第四十七条の三第二項中、「組合員(准組合員を除く。)」が総組合員(准組合員を除く。)」とあるのは、「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、前条中、「水産業協同組合法第四十七条の五第三項」とあるのは、「水産業協同組合法第五十一条の二第七項に於て準用する同法第四十七条の五第三項」と、第二百二十五条第一項中、「組合員(第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第九十条の三第三号若しくは第四号の規定による組合員を除く。)」が総組合員(第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第九十条の三第三号若しくは第四号の規定による組合員を除く。)」とあるのは、「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、「方法又は選挙」とあるのは、「方法」と、「議決又は選挙若しくは当選決定」とあり、及び「議決又は選挙若しくは当選」とあるのは、「議決」と、「決議又は選挙若しくは当選」とあるのは、「決議」と読み替えるものとする。

(出資一口の金額の減少)

第五十三条 (略)

- 2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
- 3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十四条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 (略)

3 商法第三百八十条の規定は、組合の出資一口の金額の減少について準用する。この場合に

分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（信用事業の譲渡又は譲受け）

第五十四条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、その信用事業の全部又は一部を同号の事業を行う他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下この条及び次条において「信用事業実施組合」という。）に譲り渡すことができる。

2 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、信用事業実施組合の信用事業（第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一条の四第二項に規定する信用事業を含む。次条において同じ。）の全部又は一部を譲り受けることができる。

3～5 （略）

6 前二条の規定は、第一項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについて準用する。この場合において、第五十三条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをする旨」と読み替えるものとする。

7 （略）

第五十四条の三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合が信用事業実施組合の信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が当該譲受けを行う組合の純資産の額として農林水産省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えないときの前条第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会）」とする。

2 前項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合には、当該譲受けを約した日から一週間以内に、当該譲受けに係る契約の相手方である信用事業実施組合の名称及び住所並びに同項の規定により総会の議決を経ない

において、同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

（信用事業の譲渡又は譲受け）

第五十四条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、その信用事業の全部又は一部を同号の事業を行う他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に譲り渡すことができる。

2 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、同号の事業を行う他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一条の四第二項に規定する信用事業を含む。）の全部又は一部を譲り受けることができる。

3～5 （略）

6 前二条の規定は、第一項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについて準用する。

7 （略）

（新設）

で信用事業の全部又は一部の譲受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

3 第一項に規定する組合の総組合員（准組合員を除く。）の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

（共済事業の譲渡等）

第五十四条の四（略）

2（略）

3 第五十三条及び第五十四条の規定は、共済事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する共済事業に係る財産の移転について準用する。この場合において、第五十三条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「共済事業の全部若しくは一部の譲渡又は共済事業に係る財産の移転をする旨」と読み替えるものとする。

4 第五十四条の二第七項の規定は、第四十八条第一項第五号の規定による議決を経てその共済事業の全部を譲渡した組合及びその共済契約の全部を移転した組合について準用する。

（削る）

（会計の原則）

第五十四条の五 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従つものとする。

（会計帳簿）

第五十四条の六 組合は、農林水産省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作

（共済事業の譲渡等）

第五十四条の三（略）

2（略）

3 第五十三条及び第五十四条の規定は、共済事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する共済事業に係る財産の移転について準用する。

4 前条第七項の規定は、第四十八条第一項第五号の規定による議決を経てその共済事業の全部を譲渡した組合及びその共済契約の全部を移転した組合について準用する。

（帳簿等に関する商法の準用）

第五十四条の四 商法第三十二条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条の規定は組合の帳簿その他の書類について、同法第一百八十五条の規定は組合の計算について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項及び第三十三条第二項中「貸借対照表」とあるのは、「貸借対照表（水産業協同組合法第十一条第二項二規定スル非出資組合ニシテ同条第一項第五号乃至第七号に掲グル事業ヲ行ハサルモノニ在リテ八財産目録）」と、同条第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と、同条第三項及び第四項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキ」とあるのは、「貸借対照表（水産業協同組合法第十一条第二項二規定スル非出資組合ニシテ同条第一項第五号乃至第七号に掲グル事業ヲ行ハサルモノニ在リテ八財産目録）」と、同法第二百八十五条中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは、「記載スベキ」と、第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

成しなければならない。

- 2| 会社法第四百三十二条第二項及び第四百三十四条の規定は、前項の会計帳簿について準用する。

(剰余金の配当)

第五十六条 組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における農林水産省令で定める方法により算定される純資産の額から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一〜五 (略)

2 (略)

(財務基準)

第五十七条の三 第十一条の七、第十一条の十、第十五条の三から第十五条の五まで及び第五十四条の五から前条までに定めるもののほか、組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるように、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令で定める。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第五十八条の三 (略)

2 (略)

3| 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4| 第一項及び第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5| 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

6| (略)

(創立総会)

第六十二条 (略)

2〜5 (略)

6 第二十一条第一項、第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条の二から第五十条の四までの規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第

(剰余金の配当)

第五十六条 組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一〜五 (略)

2 (略)

(財務基準)

第五十七条の三 第十一条の七、第十一条の十、第十五条の三から第十五条の五まで及び第五十四条の四から前条までに定めるもののほか、組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるように、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令で定める。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第五十八条の三 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

3| 前二項に定めるもののほか、前二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

4| (略)

(創立総会)

第六十二条 (略)

2〜5 (略)

6 第二十一条第一項並びに第四十九条第二項及び第三項並びに商法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項、第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで並びに第二百四十七

十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定は創立總會の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、第五十條の二中「役員」とあるのは「発起人及び定款作成委員」と、第五十條の三中「第四十七條の五及び第四十七條の六」とあるのは「第六十二條第一項及び第二項」と、同法第八百三十一條第一項中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、「設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「発起人又は定款作成委員」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、「設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「発起人若しくは定款作成委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立の無効の訴えに関する会社法の準用）

第六十七條の二 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、組合の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第一号中「株主等」（株主、取締役又は清算人）（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）、とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併の手続）

第六十九條 組合が合併しようとするときは、總會の議決を経て、政令で定める事項を定めた合併契約を締結しなければならない。

2・3 （略）

4 第五十三條並びに第五十四條第一項及び第二項の規定は、出資組合の合併について準用する。この場合において、第五十三條第一項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「合併をする旨」と読み替えるものとする。

（削る）

第六十九條の二 合併によつて消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。以下この項及び第四項において同じ。）の数が合併後存続する組合の総組合員の数の五分の一（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合。以下この項において

条から第二百五十二條までの規定は、創立總會について準用する。この場合において、同法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項中「取締役及監査役」とあるのは「発起人及定款作成委員」と、同法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「水産業協同組合法第六十二條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七條第一項及び第二百四十九條第一項（同法第二百五十二條において準用する場合を含む。）中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

（設立に関する商法の準用）

第六十七條の二 商法第四百二十八條の規定は、組合の設立について準用する。この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

（合併の手続）

第六十九條 組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

2・3 （略）

4 第五十三條並びに第五十四條第一項及び第二項の規定は、出資組合の合併について準用する。この場合において、第五十三條第一項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「合併をする旨」と読み替えるものとする。

（削る）

（新設）

同じ。()を超えない場合であつて、かつ、合併によつて消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一を超えない場合における合併後存続する組合の合併についての前条第一項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会)」とする。

2| 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う合併後存続する組合は、その旨を前条第一項の合併契約に定めなければならない。

3| 合併後存続する組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合においては、合併後存続する組合は、前条第一項の合併契約を締結した日から二週間以内に、合併によつて消滅する組合の名称及び住所、合併を行う時期並びに第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

4| 合併後存続する組合の総組合員の六分の一以上の組合員(准組合員を除く。)が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行うことはできない。

第六十九条の三 次の各号に掲げる組合の理事は、当該各号に定める期間、第六十九条第一項の合併契約の内容その他農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

一 合併によつて消滅する組合 第六十九条第一項の総会の日から二週間前の日から合併の登記の日まで

二 合併後存続する組合 第六十九条第一項の総会(前条第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会)()の日から二週間前の日から合併の登記の日後六箇月を経過する日まで

三 合併によつて設立する組合 合併の登記の日から六箇月間

2| 前項各号に掲げる組合の組合員及び当該組合の債権者は、当該組合の業務時間内は、いつでも、当該組合に係る同項の書面又は電磁的記録について、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 組合員及び当該組合の債権者は、前項第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組

(新設)

合の定めた費用を支払わなければならない。

(合併に関する事項を記載した書面の備付け及び閲覧等)

第七十二条の二 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合の理事は、合併の登記の日後遅滞なく、前条の規定によりこれらの組合が承継した合併によつて消滅した組合の権利義務その他の合併に関する事項として農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 理事は、合併の登記の日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

(合併の無効の訴え等に関する会社法の準用)

第七十三条 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六條の規定は組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

(新設)

(合併に関する商法及び非訟事件手続法の準用)

第七十三条 商法第四百十五條及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百五條ノ八の規定は、組合の合併について準用する。この場合において、商法第四百十五條第二項及び同條第三項において準用する同法第一百四十九條第一項中「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

(清算人の職務)

第七十四条の二 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

(清算事務)

第七十五条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めなければならない。

- 2 (略)

(削る)

第七十六条 清算人は、清算事務を終了した後遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、決算報告を作成し、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めなければならない。

2 第三十四条の二第三項の組合の清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、決算報告について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

3 会社法第五百七条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(清算に関する会社法等の準用)

第七十七条 会社法第四百七十五条(第三号に係る部分を除く。)、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十条の規定は組合の清算について、第三十一条の二、第三十三条の二、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の五第四項及び第五項、第三十六条、第三十七条、第三十八条第五項及び第六項、第三十九条(第二項を除く。)、第三十九条の二、第三十九条の三第二項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項から第三項まで、第三十九条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十項、第四十条(第一項及び第十項を除く。)、第四十二条の二、第四十七条、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第五十条の二並びに第五十条の四第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節(第八

(新設)

(清算事務)

第七十五条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

- 2 (略)

3 清算人は、第一項の承認を得た後遅滞なく、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。

第七十六条 清算人は、清算事務を終了した後遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

2 第三十四条の二第三項の組合の清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、決算報告書について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

3 商法第四百二十七条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(解散及び清算に関する商法等の準用)

第七十七条 商法第一百六条、第二百一十四条、第二百一十五条、第二百一十九条第二項及び第三項、第三百一一条、第四百一十七條第二項、第四百一十八條、第四百二十一條から第四百二十四條まで並びに第四百二十六條並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ一、第三百三十五條ノ一、第二百五十二條及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條から第三百三十八條まで並びに第三百三十八條ノ三の規定は組合の解散及び清算について、第三十五条の二第四項及び第五項、第三十六条、第三十六条の二第三項及び第四項、第三十七條から第四十條まで、第四十七條、第四十七條の三第二項から第四項まで並びに第四十七條の四並びに商法第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條、第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ一、第二百五十九條ノ三、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三、第二百六十條ノ四第一項から第三項まで、第二百六十一條、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條から第二百六十九條まで並びに第二百七十二條の規定は組合の清算人について準用する。この場合において、第三十七條第五項中「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)」から第九項まで、第十項前段及び第十七

百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。
()、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の清算人について準用する。この場合において、第三十九条の第十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第四十条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「一週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百七十九条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員(准組合員を除く。)の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあってはその割合)以上の同意を得た組合員(准組合員を除く。)」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第七十七条において準用する同法第三十九条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合員名簿の備付け及び閲覧等)

第八十二条の二 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 第三十一条の二第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項
 - 二 加入の年月日
 - 三 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者でないときは、その旨
- 2 | 第三十一条の二第二項及び第三項の規定は、前項の組合員名簿について準用する。

(定款に記載し、又は記録すべき事項)

第八十三条 組合の定款には、第三十二条第一項第一号、第二号、第四号から第六号まで及び第八号から第十二号までの事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 (略)

項」とあるのは「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」と、第四十条第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同条第三項中「七週間」とあるのは「五週間」と、同条第四項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」とあるのは「通常総会の日の三週間前まで」と、同条第八項中「一週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、同条第十項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又は記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるのは「清算人(水産業協同組合法第三十四条の二第三項ノ組合ニ在リテ八経営管理委員)」と、同法第四百七十七条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員(准組合員ヲ除ク)ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員(准組合員ヲ除ク)」と読み替えるものとする。

(新設)

(定款に記載すべき事項)

第八十三条 組合の定款には、第三十二条第一項第一号、第二号、第四号から第六号まで及び第八号から第十二号までの事項を記載しなければならない。

2 (略)

(理事と組合との契約等)
第八十四条 (略)

(削る)

第八十六条 第七十九条から第八十二条までに規定するもののほか、第十九条第三項から第五項まで、第二十条、第二十一条第一項本文及び第二項から第七項まで、第二十三条並びに第二十六条から第三十一条までの規定は、組合の組合員について準用する。

(準用規定)

2 前三条に規定するもののほか、第三十三条、第三十三条の二、第三十四条第一項、第二項、第四項本文、第五項から第七項まで、第九項及び第十項、第三十四条の三、第三十四条の五、第五項、第三十五条、第三十九条の二第一項、第三十九条の六(第二項を除く。)、第四十条(第六項を除く。)、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二前段、第四十三条第一項及び第二項、第四十五条から第四十七条まで、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四第一項及び第二項、第四十七条の五第一項、第四十七条の六、第四十七条の七、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十条、第五十条の三、第五十条の四、第五十三条、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の五、第五十四条の六、第五十五条第一項から第六項まで、第五十七条並びに第五十八条並びに民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十六条の規定は組合の管理について、同法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条までの規定は理事について、同法第五十九条の規定は監事について準用する。この場合において、第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十条第七項中「前項の承認を受けた」とあるのは「第二項の規定により作成した」と、第四十一条第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「理事会の議決」とあるのは「理事の過半数」と、第四十六条第一項中「

(理事と組合との契約等)
第八十三条の二 (略)

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第八十四条 理事は、定款及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 理事は、総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3| 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一| 第三十九条第三項第一号、第三号及び第四号の事項

二| 加入の年月日

三| 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者でないときはその旨

4| 組合員及び組合の債権者は、いつでも、理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(準用規定)

第八十六条 第七十九条から第八十二条までに規定するもののほか、第十九条第三項から第五項まで、第二十条、第二十一条第一項本文及び第二項から第六項まで、第二十三条並びに第二十六条から第三十一条までの規定は、組合の組合員について準用する。

2 第八十三条から前条までに規定するもののほか、第三十三条、第三十三条の二、第三十四条第一項、第二項、第四項本文、第五項から第七項まで、第九項及び第十項、第三十五条、第三十五条の二第二項、第四十条、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二第一項から第四項まで、第四十二条の三第一項から第四項まで、第四十二条の四第一項、第四十二条の五、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十条、第五十条の三、第五十条の四、第五十一条第一項から第六項まで、第五十一条の二並びに民法第六十条、第六十一条第一項、第六十四条及び第六十六条並びに民法第二百四十三条及び第二百四十四条第一項から第三項までの規定は組合の管理について、第三十七条、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条まで並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事について準用する。この場合において、第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十条第一項中「作成し、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければ」とあるのは「作成しなれば」と、同条第六項中「商法第二百八十一条ノ三第二項」とあるのは「商法第二百八十一条ノ三第二項(第十一号を除く。)」と、第四十一条第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「理事会の議決」とあるのは「理

十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第三項及び第四十七條の第三第二項中「理事会」とあるのは「理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第二十一条第一項本文、第四十九條第二項及び第三項、第五十條の三、第五十條の四、第五十九條から第六十一条まで、第六十二條第一項から第五項まで並びに第六十三條から第六十七條まで並びに民法第六十六條の規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第五十條の三中、第四十七條の五及び第四十七條の六とあるのは「第八十六條第三項において準用する第六十二條第一項及び第一項」と、第五十九條中「二十人（第十八條第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）」とあり、及び第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

4 第六十八條、第六十九條、第六十九條の三から第七十四條まで、第七十五條第一項及び第七十六條第一項、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで、会社法第五百二條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項及び第三十七條から第四十條までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、民法第七十五條中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六條第四項において準用する同法第七十四條」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

事の過半数」と、第四十六條第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第三項及び第四十七條の第三第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、民法第六十四條中「第六十二條」とあるのは「水産業協同組合法第八十六條第二項において準用する同法第四十七條の第五第三項」と、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「水産業協同組合法第八十六條第二項に於て準用する同法第四十七條の第五第三項」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

3 第三十七條、民法第五十九條並びに商法第二百五十四條第三項、第二百五十六條第三項、第二百五十八條第一項及び第二百七十八條の規定は、監事について準用する。この場合において、第三十七條第四項中「第四十條第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同条第五項中「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六條第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項（第三号を除く。）、同条第八項及び第十項前段」と読み替えるものとする。

4 第二十一条第一項本文、第四十九條第二項及び第三項、第五十九條から第六十一条まで、第六十二條第一項から第五項まで並びに第六十三條から第六十七條まで、民法第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條第一項から第三項までの規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第五十九條中「二十人（第十八條第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）」とあり、及び第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、同法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「水産業協同組合法第八十六條第四項に於て準用する同法第六十二條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「發起人」と読み替えるものとする。

5 第六十八條から第七十四條まで、第七十五條第一項及び第七十六條第一項、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで、商法第三百一十一條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五條第二項及び第三項、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、民法第七十五條中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六條第五項において準用する同法第七十四條」と読み替えるものとする。

5| 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

6| 行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(事業の種類)

第八十七条 (略)

2~6 (略)

(削る)

7~9| (略)

10| 連合会は、第八項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一~四 (略)

(監査事業)

第八十七条の二 連合会は、前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第七項に規定する特定組合の監査の事業(以下この条において「監査事業」という。)を行おうとするときは、監査の要領及びその実施の方法並びに監査事業に従事する者の服務に関する事項を監査規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(議決権及び選挙権)

第八十九条 (略)

2 (略)

3 第二十一条第一項から第七項までの規定は、会員の議決権及び選挙権の行使について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(連合会の権利義務の包括承継)

第九十一条の三 (略)

2 第五十条、第六十九条、第六十九条の三、第七十一条及び第七十二条の二の規定は前項の規定による権利義務の承継について、会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)、及び第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は前項の規定による権利義務の承継の無効の訴えについて準用する。この場合において、第六十九条第三項中「第六十五条」とあるのは、「第六十五条第一項から第四項まで

(新設)

(新設)

(事業の種類)

第八十七条 (略)

2~6 (略)

7| 連合会が第四項第八号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

8~10| (略)

11| 連合会は、第九項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一~四 (略)

(監査事業)

第八十七条の二 連合会は、前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査の事業(以下この条において「監査事業」という。)を行おうとするときは、監査の要領及びその実施の方法並びに監査事業に従事する者の服務に関する事項を監査規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(議決権及び選挙権)

第八十九条 (略)

2 (略)

3 会員の議決権及び選挙権の行使については、第二十一条第一項から第六項までの規定を準用する。

(連合会の権利義務の包括承継)

第九十一条の三 (略)

2 前項の規定による権利義務の承継については、第五十条、第六十九条及び第七十一条並びに商法第三百八十条の規定を準用する。この場合において、第六十九条第三項中「第六十五条」とあるのは、「第六十五条第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

「と、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

3・4 (略)

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、第十一条の二から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで及び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第八十七条第一項第一号」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の六の二、第十一条の六の三、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第十一条の三第二項中「一億円(組合員(第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。))の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七条第一項第三号及び第四号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第四項から第六項まで」と、「第十一条の五中「第十一条第八項」とあるのは「第八十七条第十項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員及び他の連合会の所屬員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第八十七条第一項第七号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第八十七条第一項第十四号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第八十八条及び第八十九条に規定するもののほか、第十九条から第二十条まで及び第二十一条から第三十一条までの規定は、連合会の会員について準用する。

3 第三十二条から第三十三条の二まで、第三十四条第一項から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで、第三十四条の二から第四十条まで、第四十一条の二から第四十七条の七まで、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九條から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の三まで並びに第五十四条の五から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十二条第一項、第四十条第一項及び第二項並びに第五十五条第一項中「第十一条第五号から第七号まで」とあるのは「第八十七条第一項第五号から第七号まで」と、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十四条の四第二項、第三十四条の五第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十四条の三第一項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは

3・4 (略)

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、第十一条の二から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで及び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第八十七条第一項第一号」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の六の二、第十一条の六の三、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第十一条の三第二項中「一億円(組合員(第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。))の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七条第一項第三号及び第四号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第四項から第六項まで」と、「第十一条の五中「第十一条第九項」とあるのは「第八十七条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員及び他の連合会の所屬員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第八十七条第一項第七号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第八十七条第一項第十四号」と読み替えるものとする。

2 第八十八条及び第八十九条に規定するもののほか、第十九条から第二十条まで及び第二十一条から第三十一条までの規定は、連合会の会員について準用する。

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで、第三十四条の二から第四十条まで、第四十一条の二から第四十七条の五まで、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九條から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十二条第一項、第四十条第一項及び第五十五条第一項中「第十一条第五号から第七号まで」とあるのは「第八十七条第一項第五号から第七号まで」と、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十五条の二第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第三十四条第六項中「一人」とあるのは

「第八十七条第一項第四号」と、第三十四条第六項中「一人」とあるのは「一人（第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第十項及び第三十四条の第二項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第三十四条第十一項及び第十二項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同条第十一項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の第二項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会（）」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所屬員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会が行う事業を除く。）」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは「第八十七条第一項第五号若しくは第七号」と、第五十二条第七項及び第八項中「事項」とあるのは「事項若しくは第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十三号」とあるのは「第八十七条第一項第二号及び第十三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第九十一条に規定するもののほか、第六十条から第六十七条の二までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「二人」と、第六十二条第六項中「第二十一条第一項、第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条の二から第五十条の四まで」とあるのは「第四十九条第二項及び第三項、第五十条の二から第五十条の四まで並びに第八十九条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前二条に規定するもののほか、第六十九条から第七十七条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項本文及び第三十四条の第二項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第七十四条中「及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定及び第九十一条の二第四項第一号に掲げる

一人（第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第十項及び第三十四条の第二項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第三十四条第十一項及び第十二項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同条第十一項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の第二項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会（）」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会が行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所屬員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会が行う事業を除く。）」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは「第八十七条第一項第五号若しくは第七号」と、第五十二条第七項及び第八項中「事項」とあるのは「事項若しくは第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の第二項及び第二項中「他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」とあるのは「他の連合会、第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一条の四第二項」とあるのは「第十一条の四第二項（第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）」と、第五十四条の四中「第十一条第二項」とあるのは「第八十七条第二項」と、第五十五条第七項中「第十一条第二号及び第十三号」とあるのは「第八十七条第一項第二号及び第十三号」と読み替えるものとする。

4 第九十一条に規定するもののほか、第六十条から第六十七条の二までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「二人」と、第六十二条第六項中「第二十一条第一項並びに第四十九条第二項及び第三項」とあるのは「第四十九条第二項及び第三項並びに第八十九条第一項」と読み替えるものとする。

5 前二条に規定するもののほか、第六十九条から第七十七条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項本文及び第三十四条の第二項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第七十四条中「及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定及び第九十一条の二第四項第一号に掲げる

事由」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(事業の種類)

第九十三条 (略)

2) 4 (略)

(削る)

5) 6) (略)

7) 組合は、第五項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一〜四 (略)

(組合員たる資格)

第九十四条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 (略)

二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業を営む法人であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が一億円以下であるもの

(準用規定)

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の三から第十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二及び第十七条の三の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の六の二、第十一条の六の三、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項、第十一条の九、第十一条の十、第十七条の二第一項及び第十七条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第二項から第四項まで」と、第十一条の五中「第十一条第八項」とあるのは「第九十三条第七項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の二第一項及び第十五条の三から第十五条の五までの規定中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の二第一項第二号中「第十一条第一項第三号又は第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号又は第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

事由」と読み替えるものとする。

(事業の種類)

第九十三条 (略)

2) 4 (略)

5) 組合が第二項第八号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

6) 7) (略)

8) 組合は、第六項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一〜四 (略)

(組合員たる資格)

第九十四条 (同上)

一 (略)

二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業を営む法人であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が一億円以下であるもの

(準用規定)

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の三から第十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二及び第十七条の三の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の六の二、第十一条の六の三、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項、第十一条の九、第十一条の十、第十七条の二第一項及び第十七条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第二項から第四項まで」と、第十一条の五中「第十一条第九項」とあるのは「第九十三条第八項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の二第一項及び第十五条の三から第十五条の五までの規定中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の二第一項第二号中「第十一条第一項第三号又は第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(削る)

61・71 (略)

8| 連合会は、第六項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一〜四 (略)

(準用規定)

第百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七条の二第一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の六の二、第十一条の六の三、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中、第十一条第一項第四号」とあるのは、「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中、「一億円(組合員(第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。))の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円)」とあるのは、「一億円」と、第十一条の四第二項中、「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは、「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の五中、「第十一条第八項」とあるのは、「第九十七条第八項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは、「所属員」と、第十二条第一項中、「第十一条第一項第七号」とあるのは、「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中、「第十一条第一項第十四号」とあるのは、「第九十七条第一項第十号」と、第八十七条の二第一項中、「前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査」とあるのは、「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第一号、第五号及び第六号並びに第八十七条の四第一項中、「第八十七条第一項第四号」とあるのは、「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中、「第九十二条第一項」とあるのは、「第百条第一項」と、同条第二項第二号及び第四項中、「第八十七条第一項第三号若しくは第四号」とあるのは、「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同条第四項並びに第九項第一号及び第二号中、「第九十二条第三項」とあるのは、「第百条第三項」と、同条第四項及び第九項第一号中、「第九十二条第五項」とあるのは、「第百条第五項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第九十八条及び第九十八条の二に規定するもののほか、第十九条第三項から第五項まで、第十九条の二、第二十条、第二十二條から第三十一条の二まで及び第九十五条の規定は、連合会の会員について準用する。

3 第三十二条から第三十三条の二まで、第三十四条第一項から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の五第一項、第二項及び第五項、第三十五条、第三十六条第一項から第三項まで、第

6| 連合会が第三項第八号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

71・81 (略)

9| 連合会は、第七項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一〜四 (略)

(準用規定)

第百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七条の二第一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の六の二、第十一条の六の三、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中、第十一条第一項第四号」とあるのは、「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中、「一億円(組合員(第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。))の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円)」とあるのは、「一億円」と、第十一条の四第二項中、「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは、「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の五中、「第十一条第九項」とあるのは、「第九十七条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは、「所属員」と、第十二条第一項中、「第十一条第一項第七号」とあるのは、「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中、「第十一条第一項第十四号」とあるのは、「第九十七条第一項第十号」と、第八十七条の二第一項中、「前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査」とあるのは、「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第一号、第五号及び第六号並びに第八十七条の四第一項中、「第八十七条第一項第四号」とあるのは、「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中、「第九十二条第一項」とあるのは、「第百条第一項」と、同条第二項第二号及び第四項中、「第八十七条第一項第三号若しくは第四号」とあるのは、「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同条第四項並びに第九項第一号及び第二号中、「第九十二条第三項」とあるのは、「第百条第三項」と、同条第四項及び第九項第一号中、「第九十二条第五項」とあるのは、「第百条第五項」と読み替えるものとする。

2 第九十八条及び第九十八条の二に規定するもののほか、第十九条第三項から第五項まで、第十九条の二、第二十条、第二十二條から第三十一条の二まで及び第九十五条の規定は、連合会の会員について準用する。

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで、第三十五条、第三十五条の二第一項、第二項及び第五項、第三十六条、第三十七条から第四十条まで、第四十一条の二、第四十二条第一項及び

三十七條、第三十九條から第三十九條の四まで、第三十九條の五（第四項を除く。）、第三十九條の六、第四十條、第四十一條の二、第四十一條の三、第四十二條第一項及び第三項から第八項まで、第四十二條の二から第四十七條の三まで、第四十七條の四第一項及び第二項、第四十七條の五から第四十七條の七まで、第四十八條第一項から第四項まで、第四十九條から第五十一條まで、第五十二條から第五十四條の三まで並びに第五十四條の五から第五十八條の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四條第三項、第十一項及び第十二項、第三十四條の四第二項、第三十四條の五第一項、第四十一條の二第一項、第五十四條の二第一項及び第二項、第五十四條の三第一項、第五十五條第一項及び第二項、第五十八條の二第一項並びに第五十八條の三第一項中、「第十一條第一項第四号」とあるのは、「第九十七條第一項第二号」と、第三十四條第六項中、「一人」とあるのは、「一人（第九十八條の二第二項において準用する第八十九條第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第十項中、「准組合員以外の組合員」とあるのは、「所属員（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは、「（会員（准会員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、同条第十一項及び第十二項中、「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは、「連合会」と、同条第十一項中、「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは、「会員たる法人」と、第四十一條の二第一項中、「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは、「連合会（）」と、第四十七條中、「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会が行う事業を除く。）」とあるのは、「（当該連合会の所属員の営む水産加工業並びに当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会が行う事業を除く。）」と、第四十八條第一項第五号及び第五十條第三号の二中、「第十一條第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは、「第九十七條第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二條第七項中、「事項」とあるのは、「事項若しくは第百條第五項において準用する第九十一條の三の規定による権利義務の承継」と、第五十五條第七項中、「第十一條第一項第二号及び第十三号」とあるのは、「第九十七條第一項第九号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前条に規定するもののほか、第六十條から第六十七條の二までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第六十一條第二項中、「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは、「二人」と、第六十二條第六項中、「第二十一條第一項、第四十九條第二項及び第三項並びに第五十條の二から第五十條の四まで」とあるのは、「第四十九條第二項及び第三項、第五十條の二から第五十條の四まで並びに第九十八條の二第一項」と読み替

第三項から第八項まで、第四十三條から第四十七條の三まで、第四十七條の四第一項、第四十七條の五、第四十八條第一項から第四項まで、第四十九條から第五十一條まで、第五十二條から第五十四條の二まで並びに第五十四條の四から第五十八條の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四條第三項、第十一項及び第十二項、第三十五條の二第一項、第四十一條の二第一項、第五十四條の二第一項及び第二項、第五十五條第一項及び第二項、第五十八條の二第一項並びに第五十八條の三第一項中、「第十一條第一項第四号」とあるのは、「第九十七條第一項第二号」と、第三十四條第六項中、「一人」とあるのは、「一人（第九十八條の二第二項において準用する第八十九條第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第十項中、「准組合員以外の組合員」とあるのは、「所属員（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは、「（会員（准会員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、同条第十一項及び第十二項中、「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは、「連合会」と、同条第十一項中、「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは、「（会員たる法人）」と、第四十一條の二第一項中、「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは、「連合会（）」と、第四十七條中、「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会が行う事業を除く。）」とあるのは、「（当該連合会の所属員の営む水産加工業並びに当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会が行う事業を除く。）」と、第四十八條第一項第五号及び第五十條第三号の二中、「第十一條第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは、「第九十七條第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二條第七項中、「事項」とあるのは、「事項若しくは第百條第五項において準用する第九十一條の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四條の二第一項及び第二項中、「他の組合」とあるのは、「他の連合会」と、「第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会」とあるのは、「第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中、「第九十二條第一項、第九十六條第一項又は第百條第一項において準用する第十一條の四第二項」とあるのは、「第十一條の四第二項（第九十二條第一項及び第九十六條第一項において準用する場合を含む。）」と、第五十五條第七項中、「第十一條第一項第二号及び第十三号」とあるのは、「第九十七條第一項第九号」と読み替えるものとする。

4 前条に規定するもののほか、第六十條から第六十七條の二までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第六十一條第二項中、「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは、「二人」と、第六十二條第六項中、「第二十一條第一項並びに第四十九條第二項及び第三項」とあるのは、「第四十九條第二項及び第三項並びに第九十八條の二第一項」と読み替

「と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

4 前条に規定するもののほか、第六十条から第六十七条の二までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは、「二人」と、第六十二条第六項中「第二十一条第一項並びに第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条の二から第五十条の四まで」とあるのは、「第四十九条第二項及び第三項、第五十条の二から第五十条の四まで並びに第百条の四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六十八条から第七十七条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）未満」とあるのは、「一人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項本文及び第三十四条の二第二項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは、「所属員（准会員、第十八条第五項の規定による組合員、第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七章 登記等

（設立の登記）

第一百一条 組合は、組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）に出資をさせない組合にあつては、設立の認可があつた日（第六十五条第二項及び第五項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。）の場合にあつては、設立の認可に関する証明のあつた日）から、組合員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）にあつては、出資の第一回の払込みがあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、漁業生産組合の設立登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

一～三（略）

四 事務所の所在場所

五～七（略）

（削る）

八（略）

九 前号の公告の方法が電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同条第三十四号に規定するもの）を

4 前条に規定するもののほか、第六十条から第六十七条の二までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは、「二人」と、第六十二条第六項中「第二十一条第一項並びに第四十九条第二項及び第三項」とあるのは、「第四十九条第二項及び第三項並びに第百条の四第一項」と読み替えるものとする。

5 第六十八条から第七十七条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）未満」とあるのは、「一人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項本文及び第三十四条の二第二項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは、「所属員（准会員、第十八条第五項の規定による組合員、第八十八条第三号若しくは第四号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

第七章 登記

（設立の登記）

第一百一条 組合は、組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）に出資をさせない組合にあつては、設立の認可があつた日から、組合員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）にあつては、出資の第一回の払込みがあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。ただし、漁業生産組合の設立登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

一～三（略）

四 事務所

五～七（略）

八 数人が共同して組合（漁業生産組合を除く。）を代表すべきことを定めたときは、その規定

九（略）

（新設）

方法をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九十一条第三項第二十九号イに規定するもの

ロ 第二百一十一条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

(削る)

(設立登記事項の変更の登記)

第二百一十二条 前条第二項各号に掲げる事項中に変更を生じたときは、二週間以内に、主たる事務所所在地において変更の登記をしなければならない。

2 前条第二項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び払込済出資額の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後四週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれを行うことができる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第二百一十三条 組合が主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二百一十二条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(削る)

(理事の職務執行停止等の登記)

第二百一十四条 組合（漁業生産組合を除く。）の代表理事又は漁業生産組合の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所の所在地において、その登記をしない。

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所新設の登記)

第二百一十二条 組合の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所においては同期間内に、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

(事務所移転の登記)

第二百一十三条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二百一十二条各号の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。

(設立登記事項の変更の登記)

第二百一十四条 第二百一十二条の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第二百一十二条第二項第五号の事項中出資の総口数及び払込済出資額の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にこれをすればよい。

(理事の職務執行停止等の登記)

第二百一十四条の二 組合（漁業生産組合を除く。）を代表する理事又は漁業生産組合の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしない。

ければならない。

(参事の登記)

第二百五条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても同様である。

(解散の登記)

第六六条 組合が解散したときは、合併、破産手続開始の決定、第九十一条の二第四項第一号に掲げる事由及び第九十一条の二第四項の規定に基づく同項第一号に掲げる事由による解散の場合を除いては、二週間以内に、主たる事務所の所在地において解散の登記をしなければならない。

(合併の場合の登記)

第七七条 組合が合併又は第九十一条の三(第五項)において準用する場合を含む。()の規定による権利義務の承継(以下この条、第九十一条の二第四項及び第三項並びに第九十一条の二第九号において単に「承継」という。)をするとき、合併又は承継の認可のあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、合併又は承継後存続する組合については変更の登記、合併又は承継によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて成立する組合については第九十一条第二項に規定する登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第九九条 組合の清算が終了したときは、第七十六条第一項(第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第九十九条第五項及び第九十九条の六第五項)において準用する場合を含む。()の承認の日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第一百条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

- 一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

をしなければならない。

(参事の登記)

第二百五条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても同様である。

(解散の登記)

第六六条 組合が解散したときは、合併、破産手続開始の決定、第九十一条の二第四項第一号に掲げる事由及び第九十一条の二第四項の規定に基づく同項第一号に掲げる事由による解散の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の場合の登記)

第七七条 組合が合併又は第九十一条の三(第五項)において準用する場合を含む。()の規定による権利義務の承継(以下この条、第九十一条の二第四項及び第三項並びに第九十一条の二第九号において単に「承継」という。)をするとき、合併又は承継の認可のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併又は承継後存続する組合については変更の登記、合併又は承継によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて成立する組合については第九十一条第二項に規定する登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第九九条 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(新設)

二 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内
2| 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を
設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称
二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在
場所

3| 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地
において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第百十一条 組合が従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主
たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間
以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に
ある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲
げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管
轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げ
る事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第百十二条 第百七条及び第百九条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週
間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければな
らない。ただし、第百七条に規定する変更の登記は、第百十条第二項各号に掲げる事項に変
更が生じた場合に限り、するものとする。

（管轄登記所及び登記簿）

第百十二条 （略）

（裁判による登記の囑託）

第百十四条 会社法第九百三十七条第一項（第一号）に係る部分に限る。（の規定は、組合）
漁業生産組合を除く。（の規定の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合につ
いて準用する。）

2| 会社法第九百三十七条第一項（第二号）に係る部分に限る。（の規定は、組合）漁業生産
組合を除く。（の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した

（新設）

（新設）

（管轄登記所及び登記簿）

第百十条 （略）

（新設）

場合について準用する。

3 会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定は、組合（漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。）の總會若しくは創立總會又は漁業協同組合の總會、總會の部会若しくは創立總會の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

4 会社法第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、組合の合併又は承継の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

（設立の登記の申請）

第百十五条（略）

2 合併による組合の設立の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合の登記簿の謄本を添付しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併によつて消滅する組合の主たる事務所があるときは、この限りでない。

3 合併による出資組合の設立の登記の申請書には、前二項の書面のほか、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告。次条第二項において同じ。）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（削る）

（事務所新設、移転及び設立の登記事項変更の登記の申請）

第百十六条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第百一条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は出資組合の合併若しくは承継による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十三条第二項（第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権

（設立の登記の申請）

第百十一条（略）

2 合併による組合の設立の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合の登記簿の謄本を添付しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併によつて消滅する組合の事務所があるときは、この限りでない。

3 合併による出資組合の設立の登記の申請書には、前二項の書面のほか、第六十九条第四項（第八十六条第五項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条第二項の規定による公告及び催告（合併を行う出資組合が公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における当該出資組合にあつては、これらの公告。第百十三条第二項において同じ。）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

第百十二条 削除

（事務所新設、移転及び設立の登記事項変更の登記の申請）

第百十三条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第百一条第二項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は出資組合の合併若しくは承継による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十三条第二項（第六十九条第四項（第八十六条第五項、第九十一条の三第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権

者のあるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少をし、若しくは合併若しくは承継をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3| 前条第二項の規定は、組合の合併又は承継による変更の登記について準用する。

(削る)

(解散の登記の申請)

第百十七条 (略)

(削る)

(清算結了の登記の申請)

第百十八条 組合の清算結了の登記の申請書には、清算人が第七十六条第一項(第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。)の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第百十九条 登記すべき事項であつて行政庁の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。ただし、第六十五条第二項及び第五項(第八十六条第三項、第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百条の六第四項において準用する場合を含む。)の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第百二十条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第四百八条までの規定は、組合の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「水産業協同組合法第百一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの(同法)」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条本文

者のあるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少をし、若しくは合併若しくは承継をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3| 組合の合併又は承継による変更の登記には、第百十一条第二項の規定を準用する。

第百十四条 削除

(解散の登記の申請)

第百十五条 (略)

第百十六条及び第百十七条 削除

(清算結了の登記の申請)

第百十八条 組合の清算結了の登記の申請書には、清算人が第七十六条第一項(第八十六条第五項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。)の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第百十九条 登記すべき事項であつて行政庁の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。ただし、第六十五条第二項及び第五項(第八十六条第四項、第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百条の六第四項において準用する場合を含む。)の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

(登記事項の公告)

第百二十条 登記した事項は、登記所において遅滞なくこれを公告しなければならない。

(同法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第七百条の六第五項において準用する場合を含む。)の規定により清算人となつたもの(同法第七十七條)同法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第七百条の六第五項において準用する場合を含む。)において準用する会社法」と、同法第七十九条中「吸収合併により」とあるのは「合併若しくは水産業協同組合法第九十一条の三第一項(同法第一百条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による権利義務の承継(以下単に「承継」という。)(による」と「合併をした」とあるのは「合併若しくは承継をした」と、「吸収合併により」とあるのは「合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公告の方法等)

第二百一十一条 組合は、公告の方法として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

2) 組合は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。ただし、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十二条第一項第二号又は第九十七条第一項第一号の事業を行う組合にあつては、第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告

3) 組合が前項第三号に掲げる方法とすることを旨とする場合には、電子公告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4) 組合が当該組合の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に並び、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

- 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
- 二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月を経過する日

5) 会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第一項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定は、組合がこの法律又は他の法律による公告を電子公告により行う場合について準用する。この場合において、会社法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条第四項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と読み替えるものとするは

(商業登記法の準用)

第二百一十一条 商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十三条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第一項、第六十九条、第七十条並びに第七十一条から第二百一十条までの規定は、組合の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同法第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第一条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二百一十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条本文(同法第八十六条第五項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第七百条の六第五項において準用する場合を含む。)(の規定による」と、同法第六十六条中「合併による」とあるのは「合併又は水産業協同組合法第九十一条の三第一項(同法第一百条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による権利義務の承継(以下単に「承継」という。)(による」と、「合併により」とあるのは「合併又は承継により」と、「合併した」とあるのは「合併又は承継をした」と、同法第六十九条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と、同法第七十条第一項中「合併」とあるのは「合併又は承継」と読み替えるものとする。

が、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(農林水産省令等への委任)

第二百二十六条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、農林水産省令(信用事業又は倉荷証券に關するものについては、主務省令)で定める。

(監督行政庁等)

第二百二十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、第七十二条(第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。)及び第九十一条の三第一項(第一百条第五項において準用する場合を含む。)の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合(漁業生産組合を除く。)並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合については、主たる事務所を管轄する都道府県知事(第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の信用事業に關する第二百二十三条第三項の規定による検査に關する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事)とする。

2 15 (略)

第二百二十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十八条の三第一項若しくは第二項(これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第五十八条の三第四項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

三 15 (略)

(新設)

(監督行政庁等)

第二百二十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、第七十二条(第八十六条第五項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。)及び第九十一条の三第一項(第一百条第五項において準用する場合を含む。)の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合(漁業生産組合を除く。)並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合については、主たる事務所を管轄する都道府県知事(第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の信用事業に關する第二百二十三条第三項の規定による検査に關する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事)とする。

2 15 (略)

第二百二十八条の四 (同上)

一 (略)

二 第五十八条の三第一項若しくは第二項(これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

三 15 (略)

第二百二十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二百一十一条第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者
- 二 四（略）

第二百二十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第二百一十一条第五項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第二百一十一条第五項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は同法第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第三百十条 次の場合には、組合の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一（略）
- 二 第十一条第七項ただし書、第八十七条第九項ただし書、第九十三条第五項ただし書、第九十七条第六項ただし書又は第百条の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

三（略）

四 第十一条の四第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第四項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条第五項（第八十六条第四項、第九十六条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）、第九十一条の二第五項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、若しくは第二百一十一条の四第三項又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 十一（略）

十一の二 第二十一条第七項（第五十一条の二第七項、第八十六条第一項、第八十九条第三項（第九十八条の二第二項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。）及び第九十六条第二項において準用する場合を含む。）、次号において同じ。）、において準用する会社法第三百十条第六項、第三百一十一条第三項若しくは第三百十二条第四項の規定又は第三

第二百二十九条の三（同上）

（新設）

一 三（略）

（新設）

第三百十条 次の場合には、組合の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一（略）
- 二 第十一条第七項ただし書、第八十七条第九項ただし書、第九十三条第六項ただし書、第九十七条第七項ただし書又は第百条の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

三（略）

四 第十一条の四第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第四項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条第五項（第八十六条第五項、第九十六条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）、第九十一条の二第五項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、若しくは第二百一十一条の四第三項又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 十一（略）

（新設）

十一條の二第二項（第七十七條（第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十二條の二第二項、第九十二條第二項、第九十六條第二項、第百條第二項及び第百條の六第二項において準用する場合を含む。）、第三十三條の二第一項（第七十七條、第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。）、第四十條第九項（第七十七條、第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十條の四第二項若しくは第三項（これらの規定を第五十一條の二第七項、第六十二條第六項（第九十二條第四項、第九十六條第四項、第百條第四項及び第百條の六第四項において準用する場合を含む。）、次号及び第二十八号において同じ。）、第七十七條、第八十六條第二項及び第三項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項並びに第百條の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十三條第一項（第五十四條の二第六項（第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。）、第二十九号において同じ。）、第五十四條の四第三項（第九十六條第三項において準用する場合を含む。）、第二十九号において同じ。）、第六十九條第四項（第八十六條第四項、第九十一條の三第二項（第百條第五項において準用する場合を含む。）、以下この項において同じ。）、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。）、第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。）、第六十九條の三第一項（第八十六條第四項、第九十一條の三第二項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二條の二第二項（第八十六條第四項、第九十一條の三第二項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一の三 第二十一條第七項において準用する会社法第三百十條第七項、第三百十一條第四項若しくは第三百十二條第五項又は第三十一條の二第三項（第七十七條、第八十二條の二第二項、第九十二條第二項、第九十六條第二項、第百條第二項及び第百條の六第二項において準用する場合を含む。）、第三十三條の二第二項（第七十七條、第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用

（新設）

する場合を含む。）、第三十九条第三項（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第十一項（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第四項（第五十一条の二第七項、第六十二条第六項、第七十七条、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項並びに第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条の三第二項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二第三項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十二了十七（略）

十八 第三十四条の五第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項（これらの規定を第九十二条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九 第三十八条第八項（第九十二条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第四十二条第六項若しくは第四十六条第四項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十 第三十九条の五第二項（第四十一条の二第七項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四号及び次項において同じ。）、第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、の規定又は第三十九条の五第五項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、次号及び次項において同じ。若しくは第七十七条において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

二十一 第三十九条の五第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十二了十七（略）

十八 第三十五条の二第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項（これらの規定を第九十二条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九 第三十六条の二第六項（第九十二条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第四十二条第六項若しくは第四十六条第四項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十 第三十七条第五項（第四十四条第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第二十三号及び次項において同じ。）、第八十六条第一項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項並びに第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十一 第三十九条第一項、第二項若しくは第三項（これらの規定を第五十一条の二第七項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十条第六項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）若

二十一 第三十九条の六第五項(第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百零三条第三項及び第一百零六条の六第三項において準用する場合を含む。)(の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十三 第四十条第一項(第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百零三条第三項及び第一百零六条の六第三項において準用する場合を含む。)(、第五十四条の六第一項(第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百零三条第三項及び第一百零六条の六第三項において準用する場合を含む。)(、第七十五条第一項(第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百零三条第五項及び第一百零六条の六第五項において準用する場合を含む。)(又は第七十六条第一項(第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百零三条第五項及び第一百零六条の六第五項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二十四 第四十一条の二第七項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

二十五 (略)

二十六 削除

しくは第八項(第四十一条の二第十二項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百零三条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)(により読み替えて適用する場合並びに第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百零三条第三項及び第一百零六条の六第三項において準用する場合を含む。)(の規定、第四十一条の二第五項若しくは第八項(これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百零三条第三項において準用する場合を含む。)(の規定又は第八十四条第一項、第二項若しくは第三項の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二十一 正当な理由がないのに第三十九条第四項(第五十一条の二第七項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百零三条第三項及び第一百零六条の六第三項において準用する場合を含む。)(、第四十条第九項(第四十一条の二第十二項により読み替えて適用する場合並びに第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百零三条第三項及び第一百零六条の六第三項において準用する場合を含む。)(又は第八十四条第四項の規定による閲覧又は謄写を拒んだとき。

二十三 第四十一条の二第十項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百零三条第三項において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。)(若しくは第四十四条第二項において準用する商法第二百七十四条第二項の規定又は第四十四条第二項において準用する同法第二百七十五条の規定による調査を妨げたとき。

二十四 第四十一条の二第十項において準用する商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

二十五 (略)

二十六 第四十四条第三項(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百零三条第三項及び第一百零六条の六第三項において準用する場合を含む。)(において、若しくは第七十七条(第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百零三条第五項及び第一百零六条の六第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(において、それぞれ準用する商法第二百六十二条ノ四第一項若しくは第二項の規定、第五十一条(第五十一条の二第七項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百零三条第三項及び第一百零六条の六第三項において準用する場合を含む。)(において、第六十二条第六項(第九十二条第四項、第九十六条第四項、第一百零三条第四項及び第一百零六条の六第四項において準用する場合を含む。)(において、若しくは第八十六条第二項若しくは第四項において、それぞれ準用する同法第二百四十四条第一項若しくは第二項の規

二十七 第四十七條の二(第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)(の規定、第四十七條の三第二項若しくは第四十七條の四第二項(これらの規定を第四十二條第八項(第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)(、第五十一條の二第七項、第七十七條、第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)(の規定、第四十七條の四第三項(第五十一條の二第七項、第七十七條、第九十二條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)(の規定又は第八十六條第二項において準用する民法第六十條の規定に違反したとき。

二十八 第五十條の二(第五十一條の二第七項、第六十二條第六項、第七十七條、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

二十九 第五十三條若しくは第五十四條第二項(これらの規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して出資一口の金額を減少し、第五十四條の二第六項において準用する第五十三條若しくは第五十四條第二項の規定に違反して信用事業の全部若しくは一部を譲渡し若しくは譲り受け、第五十四條の四第三項において準用する第五十三條若しくは第五十四條第二項の規定に違反して共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは共済事業に係る財産を移転し、第六十九條第四項(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。)(において準用する第五十三條若しくは第五十四條第二項の規定に違反して出資組合の合併をし、又は第九十一條の三第二項において準用する第六十九條第四項において準用する第五十三條若しくは第五十四條第二項の規定に違反して出資組合に係る承継をしたとき。

定、第五十四條の四(第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)(において準用する同法第三十二條第一項の規定、第七十五條第一項(第八十六條第五項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。)(の規定、若しくは第七十六條第一項(第八十六條第五項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して議事録、会計帳簿、財産目録、貸借対照表若しくは決算報告書を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二十七 第四十七條の二(第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)(、第四十七條の三第二項若しくは第四十七條の四第一項(これらの規定を第四十二條第八項(第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)(、第五十一條の二第七項、第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)(、第四十七條の四第二項(第五十一條の二第七項、第九十二條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)(又は第八十六條第二項において準用する民法第六十條の規定に違反したとき。

二十八 第五十一條(第五十一條の二第七項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)(又は第六十二條第六項(第九十二條第四項、第九十六條第四項、第百條第四項及び第百條の六第四項において準用する場合を含む。)(において準用する商法第二百三十七條ノ三第一項又は第二項の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

二十九 第五十三條若しくは第五十四條第二項(これらの規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して出資一口の金額を減少し、第五十四條の二第六項(第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。)(において準用する第五十三條若しくは第五十四條第二項の規定に違反して信用事業の全部若しくは一部を譲渡し若しくは譲り受け、第五十四條の三第三項(第九十六條第三項において準用する場合を含む。)(において準用する第五十三條若しくは第五十四條第二項の規定に違反して共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは共済事業に係る財産を移転し、第六十九條第四項(第八十六條第五項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。)(において準用する第五十三條若しくは第五十四條第二項の規定に違反して出資組合の合併をし、又は第九十一條の三第二項(第百條第五項において準用する場合を含む。)(において準用する第六十九條第四項において準用する第五十三條若しくは第五十四條第二項の規定に違反して出資組合に係る承継をしたとき。

三十 第五十四条の二第七項、第五十四条の四第四項、第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、の規定に違反したとき。

三十の二 第五十四条の三第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、又は第六十九条の二第三項（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三十一・三十二（略）

三十三 第七十七条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第八十六条第四項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

三十四 第七十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項若しくは第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三十五 第七十七条又は第八十六条第四項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

三十六 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条において準用する会社法第四百九十九條第一項又は第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

三十七 第七十七条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

三十八〜四十四（略）

四十五 この法律の規定による登記を怠り、又は不正の登記をしたとき。

四十六 第二百一十一条第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十九条の五第五項又は第四十一条の二第七項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

3 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が、第八十七条第一項第十号若しくは第七項又は第九十七条第一項第七号に規定する監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

したとき。

三十 第五十四条の二第七項、第五十四条の三第四項、第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、の規定に違反したとき。

（新設）

三十一・三十二（略）

三十三 第七十七条において準用する商法第二百二十四条第三項又は第八十六条第五項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

三十四 第七十七条において準用する商法第二百二十四条第三項若しくは同法第四百二十一条第一項若しくは第八十六条第五項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三十五 第七十七条又は第八十六条第五項において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

三十六 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条において準用する商法第四百二十一条第一項又は第八十六条第五項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

三十七 第七十七条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十六条第五項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

三十八〜四十四（略）

四十五 この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

（新設）

2 商法第四百九十八条第一項、商法特例法第二十九条の二第一項又は有限会社法第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第四十一条の二第十項又は第四十四条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

3 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が、第八十七条第一項第十号若しくは第八項又は第九十七条第一項第七号に規定する監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。